

午庵道鏞の天桂批判（II）

——午庵の訴状に対する天桂側陳状資料——

志 部 憲 一

はじめに

昨年（平成九年十月三十日）刊行の『駒澤短期大學佛教論集』第三号に「午庵道鏞の天桂批判」——午庵の訴状をめぐって——と題する小論を發表した。サブタイトル中の「訴状」とは出山道白（一六三六—一七二五）の法孫午庵道鏞（一七〇一—？）が天桂（一六四八—一七三五）の刊行した『報恩編』（一七二二—刊）・『註法寶壇經海水一滴』（一七二五刊・以下『海水一滴』と略す）及び万回一線（？—一七五六）の刊行した『証道歌直截』（一七三七刊）等の版木の廃棄を寺社奉行所へ訴えた願書を指す。

この「訴状」（写し）は『道鏞魔子普訟願』の表題で一冊にまとめられ、現在天桂の開創した陽松庵（現大阪府池田市）に所蔵される。前回この「訴状」の内容を種々検討した。

まずこの「訴状」の構成を再確認して置こう。「訴状」は五

つの文書に分かれていた。タイトルと末尾の記録を再説すれば次のようになる。尚、以下【】内は筆者註。

【道鏞訴状資料】

- 「1. 御奉行所江差上候道鏞願書写」（尾||元文四未年【一七三九】正月 紀州名草郡岡田村薬師堂花薬庵 道鏞 寺社御奉行所【宛】）
- 「2. 願書再要文 天桂不知正法眼蔵由来之事」（尾||御三寺 御役局足下 道鏞）
- 「3. タイトル不明」（尾||余條々別録一卷并呈之 元文三年戊午四月 紀州名草郡岡田村花薬庵 道鏞）
- 「4. 別訂」（尾||元文三年戊午四月）
- 「5. 願書別呈要領」（尾||元文三年戊午七月 紀州名草郡——重奉呈 関東御三寺 御役局足下）

上記訴状の内、「1. 御奉行所江差上候道鏞願書写」以外の「訴状」(「2. 願書再要文 天桂不知正法眼蔵由来之事」・「3. タイトル不明」・「4. 別訂」・「5. 願書別呈要領」)は元文三年(一七三八)、当時の慣習に基づき、まず寺院支配方の関三利へ提出されたものと推測できる。しかし関三利が取り上げなかつた為に、翌元文四年に訴状(「1. 御奉行所江差上候道鏞願書写」)が寺社奉行所へ提出されたものであろう。

前回の拙稿(「午庵道鏞の天桂批判」)―午庵の訴状をめぐって―(三七頁)で確認した通り、寺社奉行所はこの「訴状」を却下した。却下に大きな影響を及ぼしたのは「三寺の了簡絶版ニ不及之旨、穩ニ相聞候」(「道鏞滅板願之裁断」陽松庵所蔵)とする関三利の意見であつた。関三利が絶版必要なしと判断したのである。

この道鏞の「訴状」に対する天桂側の陳述・反論資料が同じく上記の陽松庵に所蔵されている。この「陳状書」等は関三利や寺社奉行所関係者宛に提出された資料の写し、及び天桂側の「手控え的資料」である。曹洞宗文化財調査委員会が蒐集(マイクロフィルム化)し、同委員会が所蔵する同上天桂側陳状資料の複写及び掲載許可を得る事ができた。今回はこの天桂側反論資料を中心に検討し、卍山と天桂両系統の思想的相違点を明確にしてみよう。

一 「1. 滅板願之大意」について

(a) 天桂側陳状資料(表題ナシ)の全体構成

まず天桂側陳状資料を全体的に概観してみよう。陳状資料は一冊(表題ナシ)で、表題裏に

魔子道鏞絶板之官訟ニ付陳状并別訂等之對辨之草稿也。後來為心得認置者也。是内分之沙汰也。

退蔵峰什物

と記される。是によれば道鏞訴状に対する陳状・反論等の草稿で、天桂関係者のみに残された内部資料であることがわかる。内容は七構成(タイトルは原文書に冠せられたもの。番号は筆者が仮に付したもの)となっている。略図にして示せば、以下の通りである。

【天桂側陳状資料】

- 「1. 滅板願之大意」
- 「2. 宗門一師印証大意」
- 「3. 別訂答釈」
- 「4. 乍恐陳状」
- 「5. 陳状之内申残候事」
- 「6. タイトル不明」
- 「7. 卍山遠孫道鏞僧、天桂注解一滴・報恩編、玄光述作之俗談、一線注解直截等願訟之大意」

また記述者を推測すれば、少なくとも一人は天桂の直弟子で天桂示寂（一七三五）の後に陽松庵住持となった直指玄端（？一七七六）である。例えば「滅板願之大意」の最後に（一七七六）である。例えば「滅板願之大意」の最後に此一篇者直指在府之内、寺社奉行牧之越中守殿より依内縁、道鏞願之趣御尋ニ付家老柿林定衛門殿迄指出候也。是内分之沙汰也。

直指記

と記される。これによって「滅板願之大意」の撰述者は直指であることがわかる。その他の記述者は明記されていない為不明。

ただ天桂の法嗣は明和四年（一七六七）刊行の『天桂和尚年譜』に三十一名と記録される。天桂示寂の四年後（一七三九）に生じた訴訟問題に、陽松庵住持の直指を中心に天桂門下の何人かが検討・対応した資料であり、天桂の嗣法観等が門下に如何に伝わっていたかを知る為の貴重な資料である。以下順次検討してみよう。

(b) 「1. 滅板願之大意」の全体的構成

「1. 滅板願之大意」は上記の通り天桂側陳状資料の一部で、寺社奉行所関係者に提出されたものであり、道鏞の訴状と天桂側陳述・反論の要点が簡潔に示されている。この「1. 滅板願之大意」の全体構造をまず確認して置こう。冒頭部分に次

のように記される。

一、道鏞申立大意ハ、桂師【天桂】述作之海水一滴、報恩編式書之趣、①御公儀御代々之御條目を破り、開山【道元禪師】之家訓面授嗣法之掟を違犯し、②正法眼蔵を我儘に抜き指し致し、③壇経も文義を削り、④報恩編ニ茂嗣書血脉等開山之真筆ニ而も不肯と元和尚【道元禪師】之家訓違背仕扨と過分に悪口雑言し、為大法身命を不顧奉願と真実義之様ニ申立候意巧者、⑤出山自作之衣袂・閑話両書に元古仏面授之大本を錯会し、⑥加之、彼師ハ一師印証之願意として却而御條目之表に違却し、室内の三物等を胡乱に指注仕候事共、⑦桂師常々嘆惜し開山正法眼蔵を証拠に引、嚴敷被致破斥、且ツ書中ニも其旨弁置候。仍而一宗の師学、出山の謬説を弁棄し、開山之正法眼蔵を龜鑑と仕候様に相成り候。依之出山流類、甚意恨を云々。
天桂側陳状「1. 滅板願之大意」（以下、引用文の各種記号・数字・【】・傍線等は筆者）

この冒頭文では、まず道鏞の天桂批判が要約され、次に天桂側反論が示されている。道鏞の天桂批判は傍線①「御公儀御代々之御條目を破り、開山之家訓面授嗣法之掟を違犯」。②「正法眼蔵を我儘に抜き指し致し」。③「壇経も文義を削り」。④「報恩編ニ茂嗣書血脉等開山之真筆ニ而も不肯と元和尚之家訓違背仕扨」とある通り、①御條目違背・開山之家訓面授

嗣法違犯。②『正法眼蔵』の加除。③『六祖壇経』の添削。

④開山家訓嗣書血脉違背。以上の四点に要約されている。

一方天桂側では訴訟問題の発端を次のように述べる。傍線

⑤「卍山自作之衣袂・閑話両書に元古仏面授之大本を錯会し」

と⑥「加之、彼師ハ一師印証之願意として却而御條目之表に

違却し、室内の三物等を胡乱に指注仕候事共」にある通り、

卍山が宗統復古運動成就(元禄十六年・一七〇三)以後に刊行

した著作中の間違いを天桂が批判した事が訴訟事件の原因と

する。

つまり卍山著『洞門衣袂集』(二七一刊)及び『対客閑話』

(二七一五刊)中に道元禅師(一一〇〇〜一二五三)の面授嗣

法観が誤解され、しかも元禄十六年(一七〇三)に出された御

條目に違反し、嗣書・血脉・大事の三物を卍山が勝手に注釈

したとするのである。傍線⑦には、この卍山の誤解を天桂が

厳しく批判した為に、卍山門下がその恨を晴らす目的で訴訟

を起こしたとする。訴訟自体が遺恨によるものとしているの

である。

以上が上記に挙げた冒頭文の内容である。さらにこの冒頭

文に続いて、上記①〜④の天桂批判の各項目について逐一反

論が示され、最後に⑤〜⑥の卍山批判の理由が詳述される。

これを略図にして示せば次のようである。

「1. 滅板願之大意」要点略図

(I) 道鏞の滅板願要点

①天桂の御條目違背・開山之家訓面授嗣法違犯

②天桂の「正法眼蔵」加除

③天桂による「六祖壇経」添削

④天桂の開山家訓嗣書血脉違背

(II) 天桂の卍山批判要点

⑤卍山は道元禅師の師資面授・一師印証を誤解

⑥卍山は室内三物を胡説乱道し、御條目の表に違却

(III) 天桂側の道鏞批判

⑦道鏞の訴訟は卍山批判に対する遺恨

(IV) 天桂側反論順序

⑧(I) 道鏞の滅板願要点①に対する陳状

⑨(I) 道鏞の滅板願要点④に対する陳状

⑩(I) 道鏞の滅板願要点②に対する陳状

⑪(I) 道鏞の滅板願要点③に対する陳状

⑫(II) 天桂の卍山批判要点⑤⑥についての解説

冒頭文

天桂側
陳状

以上がこの「滅板願之大意」の全体的構成である。

(C) 道鏞の滅板願要点に対する陳状

―天桂の御條目違背・開山之家訓面授嗣法違犯問題―
以下天桂側陳状を検討してみよう。「1. 滅板願之大意」冒頭文に続き、上記略図(III)と(IV)との間に次のような文が示される。

右之通り悪口雑言種々申立の内、其主意ハ(A)御條目違背と(B)開山の家訓違犯と之両條と相聞へ候得共、二書之内右違背違犯之意味、毛頭無之候。道鏞申立候ハ一滴二者、(C)道明得悟之下、面代之評注。報恩編ニハ(D)東西密付之下、嗣書篇合血の拈弄等右之両條に押而理屈を取付ケ申立と相聞へ候。

天桂側は、道鏞の主な「滅板願」の理由を幕府の「(A)御條目【定】違背」と「(B)開山【道元禪師】の家訓違犯」の二点に限定している。さらに具体的批判箇所として「海水一滴」「傍線(C)〓道明得悟之下、面代之評注」と「報恩編」「傍線(D)〓東西密付之下、嗣書篇合血の拈弄」の二箇所を挙げている。

この(A)〓(D)は上記「1. 滅板願之大意」要点略図の①と④に該当する部分である。尚、(A)の御條目【定】は幕府より永平寺・総持寺・関三刹・可睡齋宛に元禄十六年八月七

日付けで出された「定」を意味する。師資面授・一師印証が明記された「定書」である。以上の通り天桂側では道鏞の訴訟の中心を面授嗣法問題と捉え、具体的に批判箇所を二カ所指摘し陳状・反論したのである。

具体的批判箇所の一つである「海水一滴」(傍線C〓道明得悟之下、面代之評注)とは、五祖弘忍(六〇一―六七四)の印可証明を受けた後、五祖門下の難を逃れて去った慧能(六三八―七一三)を追いかけた道明(最初、慧(惠)明と称す。生没年不詳)の嗣法に関する天桂の注釈を指す。道鏞はこの注釈を天桂の御條目違背・開山之家訓面授嗣法違犯として批判したのである。

『六祖壇経』本文では道明は慧能の接化を受けて得悟したが、結局五祖弘忍に嗣法(代付)したとされる。この道鏞が問題とした「傍線(C)〓道明得悟之下、面代之評注」とはどんな注釈であったか。まず天桂依拠の『六祖壇経』本文を示してみよう。

『慧明【後に道明と改名】、黄梅に在りと雖も、実に未だ自己の面目を省せず。今、指示を蒙りて、人の水を飲んで、冷暖自知するが如し。今、行者【慧能】は即ち慧明が師なり。』慧能曰く、『汝若し是の如くならば、吾れと汝と同じく黄梅【五祖弘忍】を師とせん。善く自から護持せよ。』(天桂著『海水一滴』卷一、四二丁。駒大図書二二一・一一

六。原漢文、以下漢文は原則として書き下す。

天桂の注釈はこの『六祖壇経』本文の記述に従って、五祖弘忍と道明との嗣法を慧能を介しての代付であった点を強調した。代付を歴史的にも思想的にも肯定し、当時直接的面授・相見を主張していた卍山の嗣法観等を厳しく批判したのである。少し長文であるが、卍山批判が主目的である天桂の注釈を挙げてみよう。

慧明の五祖に嗣ぐ、是れ時なり。黄檗の百丈に嗣ぐ、是れ時なり。是れ之を有時の眼目と謂う。或るひと【卍山を指す】古仏面授の篇に『釈迦仏正しく迦葉尊者を見、迦葉尊者親【まのあたり】阿難尊者を見、阿難尊者面【まのあたり】迦葉尊者の仏面を礼す。是の如く唯面与面、面授面授一祖一師一弟子として相い面授せざるは、仏仏祖祖に非ず。』と云うを觀て、(1)將に謂えり、臭面臭面に築著する是れ面授なりと。古仏の謂う所の面授は豈に爾らんや。嗣書の篇に云く、『釈迦仏は七仏已前に成道すと雖も、久しく迦葉仏に嗣法す。乃至迦葉仏は釈迦仏に嗣法す。此の道理を知らざれば、仏道を明らめず、仏道を明らめざれば仏嗣に非ず。』と。乃至仏の言く、『過去の諸仏は是れ我が弟子なり。諸仏の仏議是の如し』と。之を何とか看る。又た(2)「面授篇」に跋して云く、『其の所謂る面授に非ずして假令【たとえ】嗣法すべくんば、則ち無量劫の後と雖も嗣法すべし

云々。此は是れ古仏、承古に嗣法の眼無きことを点検するの文なり。而今本書に併せ見るときは、「非面授而」の四字を贅するものは、何ぞや。僅かに四字と雖も是れ正法輪を謗るなり。その人【卍山】或る時云く、『一字と雖も私言を加え仏祖の元意を欺くときは、諸仏列祖天神地祇の冥罰免かるべからず』と。然れば則ち筆人の錯て闖入するならんか。若【しか】ず、之を審【つまびらか】にせんには。承古云く、『馬師遷化未だ五年を得ず。雲門入滅已に百年を得』と。古仏の呵する所は全く茲に在り。何故ぞ。(3)滅度の久近を言うは是れ凡情の識見なり。特に知らず。三世一切の生仏一時に成道、入滅、塵劫刹那、同時無時なることを。今、古仏の本旨は嗣法の眼有るときは、無量劫の後と雖も嗣法すべし。釈迦、七仏前に成道し、迦葉仏、釈迦に嗣法して更に前後面背無し。嗣法の眼無きときは、半日と雖も須臾と雖も嗣法すべからず。向使【たとえ】承古をして恒に雲門の室に侍らしむるとも、徒らに視聽を対顔に孤負せん。顛倒の衆生は近しと雖も見えず。実在に在せども而も滅と云う。然るに(4)今の人謂えらく。承古面【まのあたり】雲門に見【まみ】えずして嗣ぐ。是れ面授に非ずと。吁【ああ】痛ましいかな。未だ夢にだも面授の宗乘を知らず。

(天桂著『海水一滴』卷一、四二一―二二)

上記天桂注釈の主意は卍山の經驗的嗣法観を否定し、超経

験的面授嗣法⁽⁴⁾を肯定する点にある。時間・空間を超えた面授嗣法を認めているのである。当時梅峰竺信(一六三三―一七〇七)及び卍山道白等によって依院易師の弊害が指摘され、元禄十六年(一七〇三)に官裁によって師資面授・一師印証が漸く認められた。

この師資面授・一師印証とは師資の直接的面授相見と一人の師匠からの印可証明のみを認める嗣法観である。卍山はこの師資面授・一師印証の根拠を道元禅師の『正法眼蔵』中に求めて理論化したのである。この主張は現実問題として依院易師に伴う多師乱証の弊害を防ぐ点では大きな意味があった。

しかし直接的面授嗣法のみを強調し、時間・空間を隔てた嗣法観を認めなかった場合、歴史的事実と齟齬が生じて来るのである。例えば上記の五祖弘忍と道明の嗣法や大陽警玄(九四三―一〇二七)と投子義青(一〇三二―一〇八三)との嗣法等は代付であり認められない事になってくるのである。

天桂は上記傍線で「將に謂えり、臭面臭面に築著する是れ面授なりと。古仏の所謂る。面授は豈に爾らんや」等と述べ、凡夫同士の相見を「面授」と想定する卍山の嗣法観を痛烈に批判している。さらに(2)(3)(4)も本質論的嗣法観から天桂が卍山を批判しているのである。

尚、この天桂の代付説肯定について道鏞が前回論文で検討

した訴訟文書「別訂」(尾II元文三年戊午四月)中で批判している。前回の拙稿(『午庵道鏞の天桂批判』―午庵の訴状をめぐって―)で道鏞の批判箇所と批判文を要約したが必要部分を再説してみよう。「尚、訂は道鏞の天桂批判文。また前回用いた丸付き数字を使用した。順番は最初より付け直した。」

①証道歌直截II師を見ると師を見ざると心伝は与からず。

訂IIこれ【万回説】は天桂著『海水一滴』巻一、四十二丁の「將謂臭面築著臭面是面授也、古仏所謂面授豈爾哉」の説に基づく。またこの天桂の言葉は独菴著『俗談』の真似。訂II独菴の如く自悟を以て宗を立てれば、幾多無量の宗となる。独菴の見解は真俗二門において義を失い害と為ること多し。これら独菴・天桂・万回三人の説は非。

②天桂は『海水一滴』(巻一、四十二丁)・『面授・弁註』に非経験的相見を説く。

訂II天桂他家の本迹二門を立て、妄に嗣法を論ず。

③天桂は卍山著『面授卷跋文』中に「非面授而」の四字が記されたことを批判。

訂II非面授而の四字尤も好し。

④天桂著『海水一滴』(巻一、四十三―四頁)雲門と承古の嗣法に関する解説を批判。

⑤天桂著『参同契毒鼓』の合血妄添説を否定。(以上『駒澤短期大學佛教論集』第三号、五十五頁)

道鏞の批判は天桂の非経験的面授を肯定する代付説に対して集中的に行なわれた。しかもこの非経験的面授は天桂の独創ではなく、①の如く独菴玄光(一六三〇—一六九八)から天桂へ、さらに万回一線へと伝わったとするものである。

①の天桂著『海水一滴』巻一、四十二丁の「將謂臯面築著臯面是面授也、古仏所謂面授豈爾哉」と同様の記述を『面授・弁註』に窺えば、「師ト弟子ト肉眼合面シテ紙伝弘伝セザレバ嗣法面授ニアラズト思エルハ、皆瞎禿子ノ妄解ナリ」『面授・弁註』(『正法眼蔵菟書大成』巻十五、一八二頁、原漢文等がある。天桂の形式性を否定した非経験的面授は「開仏知見」を背景としているが、独菴も①で「訂〓独菴の如く自悟を以て宗を立てれば云々」と批判された如く「自悟〓開仏知見」を主張しているのである。天桂も独菴も共に「開仏知見」に代表される本質論的嗣法観を展開したのである。この本質論的嗣法観は時間・空間を超越した嗣法をも認めるものであり、現実的視点から経験的嗣法観を展開した卍山とは当然違いが出てくるのである。

また道鏞の指摘した③「非面授而」の問題、及び④「雲門と承古の嗣法」問題は上記「天桂著『海水一滴』巻一、四二〓三丁」で天桂が取り上げたものである。故に順序的には天桂著『海水一滴』(巻一、四二〓三丁)中の代付肯定説に対し、道鏞が訴訟文書「別訂」(尾〓元文三年戊午四月)で批判し、

さらに天桂法孫達がこの「1. 滅板願之大意」で反論したことになる。

この道鏞の批判「傍線(C)〓道明得悟之下、面代之評注」に対する天桂側反論は次のように示される。

此段は六祖大師、黃梅【五祖弘忍】に代り道明【五祖弘忍の弟子】へ付属之下之注、故本書之通り代付の義、致弁釈候。依之御当代御停止之代付を致評論候ハ御條目【元禄十六年の「定」違背と申義歟。然共千余年前之書中、代付之事有之候を致注評候ハ不届と可申ハ、経中并ニ諸伝灯共ニ往々代付之文字有之分は皆々削之可申哉。不届之論ニ而御座候。其上桂師【天桂】之本旨ハ学人弁道之用心重要ニ致注解候間、畢竟汝自心上有可面稟者乎、有可代付者乎と申掛ケ好々可究明自心源と之文義ニ候。一滴照覽あれは顯明之事に候。

(天桂側陳状「1. 滅板願之大意」)

天桂側では代付を歴史的事実とし、『六祖壇経』の本文通りに解釈しただけと主張している。しかし注釈には前記の如く卍山の嗣法観に対する厳しい批判が展開されており、もしこの卍山批判を黙認した場合宗統復古運動の結果漸く認められた師資面授・一師印証の嗣法観にも影響が出てくるのである。しかも運動を成功に導いた最高の功労者の地位を危うくするものであり、卍山法孫の道鏞としては看過できない問題で

あつた。

(d) 道鏞の滅板願要点④に対する陳状

—天桂の開山家訓嗣書血脈違背問題—
上記(c)で天桂側が挙げた道鏞による具体的批判箇所(二箇所)の内の一つ『海水一滴』「傍線(C) || 道明得悟之下、面代之評注」について検討した。次にもう一つの批判箇所『報恩編』「傍線(D) || 東西密付之下、嗣書篇合血の拈弄」について検討してみよう。これは要点略図④天桂の開山家訓嗣書血脈違背に対する反論である。道元禅師の『嗣書の巻』に、次の如く「合血」に関する記述がある。

いまわが洞山門下に、嗣書をかけるは、臨濟等にかけるには、ことなり。仏祖の衣裡にかかれけるを、青原高祖したしく曹溪の几前にして、手の指より浄血をいだしてかき、正伝せられけるなり。この手の指血に、曹溪の指血を合して書伝せられける、と相伝せり。初祖・二祖のところにも、合血の儀おこなはれける、と相伝す。…【中略】…しかあればしるべし、曹溪の血気は、かたじけなく青原の浄血に和合し、青原の浄血、したしく曹溪の親血に和合して、まのあたり印証をうることは、ひとり高祖青原和尚のみなり、余祖のおよぶところにあらず。この事子をしれるともがらは、仏法はただ青原のみに正伝せる、と道取するなり。

(河村孝道校註『道元禅師全集』春秋社刊、

午庵道鏞の天桂批判(II)(志部)

第一卷、四三三―四頁)

この『嗣書巻』には六祖慧能と青原行思(？―七四〇)との嗣法に合血の儀式が行なわれたとある。しかも「合血」の儀式は慧能と青原間のみに行なわれたとし、この「合血」の儀式こそ青原が正系である証拠としているのである。この「合血」の記述に対し天桂が批判的意見を述べたのである。それは次のように示される。

正法眼藏嗣書篇に合血の事有り、決して後人の妄添なることを。古仏豈に恁麼の怪説有らんや。縦い古仏の真筆なるも、老僧【天桂】全く肯わず。況んや転写し来る者をや。

(『報恩編』巻上、十一―十二丁。

駒大図書二二三・一―四五―一。原漢文)

この『報恩編』では「合血」のみが批判されている。ところが前回検討した道鏞の寺社奉行所への訴状に

【天桂は】「報恩編」与申書三巻を作り、和漢の古人を誹謗し、剩へ宗門室中仏祖伝来の嗣書血脈合血等の事をも、たとへ開山の真筆二而も天桂は全ク肯がはず、怪説なりと申し立、道元和尚之家訓に違背仕候。

道鏞訴状「1. 御奉行所江差上候道鏞願書写」

とあり、天桂は嗣書・血脈・合血の三点を批判したことになっている。何故かといえば、『報恩編』ではこの「合血」批判以後に、次のような記述が見出せるからである。

(1)或【卍山】が言く、「天童浄老所付の嗣書、及び明全和尚所伝の血脈、現に今、永平の室内に鎮して、従来の法宝と為す」と。固より夫れ(2)永平古仏、浄翁の室に入て授受底

の標式有るは、皆な是れ表信の化儀にして、而も眼横鼻直を認得するの者に至ては、入室已前も亦た只だ是の如し。

入室已後も亦た只だ是の如し。一絲寸毫も移易有ることなし。：【中略】：師資証契、心を以て心を印す。続焰聯芳、

展転囑累して、達磨大師に至る。然も末だ密付心印の外か、別に閑家具の付囑に落ちること有るを聞かず。(3)達磨西来、

神光【二祖慧可】安心。衣法を授与して、以て法の信と為す。蓋し西東、方を殊にするを以て、將に世の疑難を避け

人の証信を決せんとするの施設する所なり。：【中略】：江湖の宗風、囑累伝付。皆な本来無物を拈じて、各自に闡

揚す。更に禅板、机案、蒲団、杖、扠の破什器を拈出し將ち来て児孫を累すなし。聞くに又た之れ有るも將に焼却し

去らんとして、曾て受用せざるのみ。吾が上祖(4)永平古仏の天童浄老に於けるも、猶、達磨大師、衣法を可大師に付

するが如し。唯だ是れ、彼此地を易えて然るのみ。如今永平の室内に鎮して従来の法宝と為すと言う者は何ぞや。吾

が曩祖をして芳を百世に流【ひろ】めること能わず、反て臬を万年に遺すと言わしむること勿れ。：【中略】：(5)正

法眼蔵の中、嗣書或は伝衣、之を尊重し、之を珍敬する苦

口丁嚙の慈誨有るは、是れ不信根の人の為に、且らく啼くを止めるの黄葉にして、仏法正伝の由て来る所、有ることを知らしめるのみ。

(『報恩編』卷上、十一、十二丁。原漢文)

上記(1)の「或が言く云々」とは卍山著『洞門衣衲集』(『正法眼蔵蒐書大成』卷二十、六〇六頁)の文を指す。これは卍山が嗣書等の三物無用論を唱える者に対して、「天童浄老所付の嗣書、及び明全和尚所伝の血脈、現今永平の室内に鎮して、従来の法宝と為す」と述べ、道元禅師の嗣書及び血脈の实在を例に挙げて批判した文章である。

しかし更に天桂はこの卍山の嗣書・血脈「法宝」説に対して(2)の「表信の化儀」や(5)の「黄葉【止啼錢】」として批判した。つまり、天桂は『報恩編』で「合血」批判と卍山主張の嗣書・血脈の法宝説批判を一緒に行なっているのである。

その為に道鏞は前述の如く「宗門室中仏祖伝来の嗣書血脈合血等の事をも、たとへ開山の真筆二而も天桂は全ク肯がはず、怪説なりと申し立、道元和尚之家訓に違背仕候」(道鏞訴状「1. 御奉行所江差上候道鏞願書写」と天桂を批判している)のである。

この道鏞の訴状に対して天桂側では、「本書之理を味し。露身二引合広大ニ申立候。其上仏祖伝来之嗣書血脈を不肯とハ無之」(天桂側陳状「1. 滅板願之大意」と述べ、嗣書・血脈

を否定したとする道鏞の主張は拡大解釈だとして批判している。卍山の嗣書・血脈「法宝」説に対する批判であり、嗣書・血脈の否定ではないと主張している。

さてこの天桂の「合血」否定問題で天桂側の用意した陳状は次のようである。

此義ハ桂師為人之用處。甚以道理有之事なり。惣而宗門之知識抑揚褒貶ハ隨時之施設。機に隨て拈弄する時者、一褒一貶、只此等之注勢而已ニあらず、諸伝灯に有之、禅經之体裁、古今著明之義ニ候。

つまり『報恩編』の「合血」否定は、天桂による機根に応じた「隨時の施設（説法）」とするのである。天桂側陳状では「隨時の施設」の例として、まず『嗣書卷』の「慧能と青原間の合血は臨濟宗等に勝る」とする記述と『仏道卷』に記される「五家の門風を別とせば是れ仏道にあらず」とする道元禅師自身の記述を挙げている。一方では宗派の優位を主張し、また一方では各宗派の同一性を主張する。この矛盾点を「隨時の施設」と見るのである。天桂側陳状には次のように記される。

依之みれば、嗣書篇に指の血をあはせて書伝へける故ニ臨濟等に勝れりと、五派の異同勝劣を品評し給ふ事、たとへ古仏之真筆ニ而も只是為人之方便、隨機の施設にして、全宗乘の実説にあらず。況昨日ハ定法、今日は不定法とハ金

口の仏説。殺活時に臨むハ祖門之手段なり。桂師此本に全不肯之三字、実に古仏之言外に宗を会する底之眼睛ニ候。是等之注勢古人之書中ニモ数多有之云々。

（天桂側陳状「1. 滅板願之大意」）

上記の通り、天桂側陳状は天桂の「合血」否定を禅門の通例である「為人の方便」・「隨機の施設」・「金口の仏説」・「祖門の手段」と主張するのである。そして幾つかその例を挙げている。

- (1) 開山正法眼藏云洞山に五位等之曲説あつて人を接スといはば、仏法争か今日にいたらんやと。「五位は曹洞ノ要訣ナリ。然ニ元和和尚ノ注勢如此。願人【道鏞】可申ハ、洞上ノ五位ヲ誹謗し、高祖洞山ノ家訓違背仕と可申出哉」
- (2) 又永平広録に楞嚴之二文を指して云、是仏説なりといへとも外道之見なりと。
- (3) 仰山云涅槃經四十八卷惣是魔説と。
- (4) 臨濟云一代藏教は不浄を拭故紙なりと。「如上の説は諸經を誹謗仕邪見驕慢、惡毒ノ□□と申立一々滅板可願出候哉」
- (5) 趙州和尚柏樹子之話千古之公案なり。僧ありて其弟子覚公に問ふ、此語ありと是なりや否と。覚云先師に此語なし。先師を謗る事なかれと「是文趙州之語を誹謗仕と可申出哉」

(6)又僧云、八相成道を説は魔説なりと〔是は諸祖之説相に違背仕邪説と可申哉〕

(天桂側陳狀「1. 滅板願之大意」、

以下□記号は判読不可とする)

以上の如く、天桂側陳狀は天桂の「合血」否定をあくまでも禪門の「為人の方便」・「隨機の施設」・「金口の仏説」・「祖門の手段」の一例に過ぎないと主張しているのである。そして道鏞の訴狀について「愬而如彼平僧者【道鏞】、知識分上為人の体裁舌頭上之殺活〔諸書之用処〕を弁せず。但己れが宿意を遂度意恨耳ニ而候」と述べ、遺恨に基づくものと断じた上で、最後に次のように天桂を弁護している。

愬而桂師注書之被致方ハ、第一開山正法眼蔵を尊信し祖述し、其外諸大乘之經論并ニ歴代諸祖之法要等証拠ニ引、被致弁釈候間、一点可指障様無之候。然に彼僧【道鏞】右之兩條【『海水一滴』と『報恩編』】に疑似之説を取付ケ、宗義を欺き開山を誹謗し、御條目を破り御政道に相障杯と跡形もなき偽事を以無失之大罪を申掛、宗門之知識を国賊法賊等と悪口し、其上徒党を結ひ与力を求候と清平之御代に莫大不吉之妖言を申上、官衙を疎動し、剩右之願書御聞濟之上、相手無対決、絶板と仰せ付候様と奉願候。□如是之巧謀情義ニ奉存候。右御書ハ一旦蒙御官許開板仕。其後三大僧司、桂師より被献本候。無一点之疑怪書籍に御座候。

(天桂側陳狀「1. 滅板願之大意」)

ここでは先ず天桂が『正法眼蔵』を尊敬し、その注釈姿勢が公正であったにも拘わらず、出山法孫の道鏞が無実の罪を着せる為に虚偽の訴えを起こしたと記される。道鏞は『海水一滴』と『報恩編』の絶板を願ったが、両書は既に幕府から許可を得て開版したものであるし、さらにその後関三刹にも献本し、全く疑念無い書物であると述べている。以上、道鏞が批判した『報恩編』「傍線(D)〓東西密付之下、嗣書篇合血の拈弄」に関する天桂側反論である。

(e) 道鏞の滅板願要点②に対する陳狀

―天桂の『正法眼蔵』加除問題―
次に天桂が『正法眼蔵』を加除・添削したとする訴狀に対する天桂側反論を窺ってみよう。前回の小論に掲載した道鏞の訴狀文は次のようである。

開山之秘書正法眼蔵を滅却仕。古来之御真筆九十五卷、永平寺其外古跡之寺院ニ有之候を、天桂我儘に抜キ指シいたし。道元四代之法孫義雲和尚六十篇之頌古・着語に泥ミ深意を錯る。己が邪義之証拠に申成シ、弁註と申仮名がき之鈔を作り、祖意を失て様々新義に奇怪之法を説キ、類を聚メ、党を引、是を書キ伝へ、講釈して一同に宗義を惑乱仕。御停止之御触をも用ヒ不申。誠ニ一宗比類なき法賊にて御

座候。

(道鑪訴状「1. 御奉行所江差上候道鑪願書写」)

この寺社奉行所宛願書には天桂が義雲禪師(一二五三—一三三三)編集の六十卷本『正法眼蔵』に依拠し、諸寺院所蔵の『正法眼蔵』に加除・添削を行ない、「祖意を失て様々新義に奇怪之法を説キ」とある通り恣意的な注釈を加えたのである。この道鑪の批判に対して天桂側では如何に反論しているであろうか。

又、宗門之諸山ニ有之正法眼蔵、桂師我俣に抜き指し致スと申事、是又傍着無人脱体偽弁二候。其の抜指し致候書、何処にあると拝見致度候。勿論、一派ニ而ハ常々龜鑑と可仕書籍ニ候得共、向上の深譚容易ニ難会事多に有之候故、古来より人之ためニ致拳唱候方も無之義、残心ニ被思召而、致弁注置候。然共古来より写本のみ候得バ、或ハ写誤等も有之候間、古刹之諸寺院より旧本借り寄せ、致考訂候節、此字此本ニハ有之、彼本ニ者無之、又此字ハ写誤乎、衍字乎と弁註に申置候。是注者之通例ニ候。

(天桂側陳状「1. 滅板願之大意」)

天桂側陳状では天桂が『正法眼蔵』に加除・添削をしたとするが、その加除の本自体が存在しない。つまり加除の事実がないと主張している。また『正法眼蔵』自体が難解の為に今まで注釈者がいなかった。この事を残念に思い天桂が注釈

を書き残したとする。また『正法眼蔵』は写本で伝承されて来た関係で写誤も多い。故に諸本と対校・校訂し、傍線の如く「此字此本ニハ有之、彼本ニ者無之、又此字ハ写誤乎、衍字乎と弁註に申置候」と、その相違点や問題点を指摘したが、これは注釈者の一般的方法であると弁明している。ところで天桂の『正法眼蔵』加除・添削問題について道鑪訴状の「1. 御奉行所江差上候道鑪願書写」以外では、「5. 願書別呈要領」がより詳しく触れている。訴状の要点のみを記してみよう。

天桂不学総シテ文字ノ聯綿、章ノ排分布注ヲ知ラス。和学最味シ。元祖ノ仮名ツカヒニ義理ヲ取ルコト得ス。自惑ヒ人ヲ惑ハス。我見ニ符合セントシテ、原本ノ字儀ヲ改削ス。篇ノ目錄モ決シテ六十二ハカキルナシ。又巻ト云フヲ今篇ト改メ章ト云。甚タ誤レリ。…【中略…】①天桂ハ専ラ、京西岡物集女村、⁵⁾永正寺ノ本ヲハ正本トシ。外ノ本ハ妄添ト云ヒ、サマシ書込ヲシ、剩ヘ其永正寺本ヲモ、又私ニ加ヘ削リ、反故双紙ノ如クニスルコトハ、如何ナル所行ナラシヤ。(永正寺本ノコトヲ見聞スルニ、コレノミ正本トスヘキ証ナシ。②天桂永正寺本ニヨルト云ヒフラスシテ、私ノ改削ヲ加ヘ、伝写拝覧ノ者ヲシテ、真本ト思ハシメ、一宗末代ヲ惑乱セントス。今時書写スル人ハ多ハ天桂ガ贋本ニヨリ、本文ヲ点ヲ付テ書込ス)。

③正法眼蔵ハ天桂弁註ヲツクリ、徒類宝書珍物トテ、写シ
 伝テ數百卷及フ。其弁註ヲ見レハ、或師ノ妄添トテ、古来
 ノ本ノ字ヲハ、我意ニ改メタリ添ヘタリ。己ガ知解了見ノ
 及ハス、合サル所ヲハ皆筆ヲ入レタリ。天桂実ニ妄添ノ或
 師ヲ呵責スルナラハ、自身ノ又妄改妄添スルハイカナル所
 為ト云ハン。④殊弁註ト云フ者モ一定ナラス。兩回三度ツ
 クリ改メタリ。所持ノ人ノ写本コトニ差別添削アリ。【中
 略】：⑤コレヨリ以後、天桂ニナラツテ、人々急次第ニ添
 削シ書込スルノ例トナランカ〔此事ハゴ吟味ノ上テ言上セ
 ン。今略ス〕。

(道鏞訴状「5.願書別呈要領」)

上記の傍線部分に「私ニ加へ削り」・「私ノ改削ヲ加へ」・
 「我意ニ改メタリ添ヘタリ」等の言葉が散見できる。天桂が
 『正法眼蔵』に加除・添削を加えたと強調しているのである。
 ところが、前記の天桂側陳状「1.滅板願之大意」ではこの事
 実を否定し、「古来より写本のみ候得バ、或ハ写誤等も有之
 候間、古刹之諸寺院より旧本借り寄せ、致考訂候節、此字此
 本ニハ有之、彼本ニ者無之、又此字ハ写誤乎、衍字乎と弁註
 に申置候。是注者之通例ニ候」と述べている。『正法眼蔵』自
 体が写本で伝承され、写誤等の恐れがある為に注釈者の通例
 として諸本と対校作業を行い、問題点を指摘したに過ぎない
 と主張しているのである。この辺の事情をも、少し検討して

みよう。

天桂の『正法眼蔵』参究は晩年に開始された。直弟子の直
 指玄端撰述の『天桂和尚年譜』(一七六七刊)中より、天桂の
 『正法眼蔵』関係記録(要旨)を抜き出してみよう。

正徳 二年(一七二二)

六五歳 是れ以前より『正法眼蔵』
 を敬信し、屢拜謁。この『正法眼
 蔵』は仏乗の玄樞、祖宗の命脈で
 あるが、未だ公刊されない為に、
 写誤、脱字、妄加、妄添がある。

故に考訂を経なければ、本来の姿
 を見ることは出来ないとし、諸国
 の古刹裏に『眼蔵』贍本を探索し、
 比較考訂作業を継続。

〔享保八年(一七二三)〕

享保一七年(一七三二)天桂の『眼
 蔵』開版願却下される。

享保 一一年(一七二六)

七九歳 『眼蔵』註解開始。『聴書
 抄』と出会う。

享保 一四年(一七二九)

八二歳 『眼蔵』の註解書、『弁註』
 一套二〇冊を完成。示衆。

享保 一五年(一七三〇)

八三歳 『弁註』垂示。『弁註調絃』
 撰述。

享保一六年（一七三二） 八四歳 『弁註』垂示。

享保一八年（一七三三） 八六歳 『弁註』垂示。

享保二〇年（一七三五） 八八歳 弟子達への遺誡である
『遺範』に『弁註』を拝覽するこ
とが天桂に対する第一の孝順心で
あると記した。

上記の『略年譜』中、正徳二年（一七一一）の項に「『正法
眼蔵』は）未だ公刊されない為に、写誤、脱字、妄加、妄添
がある。故に考訂を経なければ、本来の姿を見ることは出来
ないとし、諸国の古刹裏に『眼蔵』謄本を探索し、比較考訂
作業を継続」（傍線部分）とする記録（取意文）がある。天桂
が『正法眼蔵』を註解する前に、異本を蒐集して対校作業を
行なったというのである。この対校作業の結果を『弁註』垂
示の段階で披露した場合、当然天桂の対校結果はそのまま書
き入れ等の形で記録される確率が高い。この点を道鏞が批判
していると想像できる。

天桂の『正法眼蔵』研究は江戸期に於ける初めての本格的
取組であり、異本の比較検討と難解な本文註解に苦慮してい
る様子が窺える。又、研究開始が晩年であり、天桂の『正法
眼蔵』参究は途中で終了せざるを得なかった。天桂の『正法
眼蔵』研究が不完全であった事を、福祥寺本『弁註凡例』が
次のように語っている。

僅に五年にして草稿成ずることを潰ぐなり。此の書を評唱
して、四来を啓迪すること数回。然れども米字の臨滅に及
んで、尚未だ自ら訂正全ことを得と謂わざるなり

『弁註凡例』（『正法眼蔵蒐書大成』

卷一五、七二三頁、原漢文）

また同じ『弁註凡例』に、初期の段階での『弁註』草稿本が
四方に散逸したと記録される。それは次のようである。

属稿未だ畢らざるに、動もすれば傍人の竊に写し將ち去る
に遭う。遂に展転して四方に散在するに至るの故に、魚魯
帝虎を誤るのみに止まらず、脱字錯簡、若くは詳略同異、
往々之有り。…〔中略〕…老師〔直指玄端〕毎に謂えり、
此の書嘗て剗厥氏に付して之を大方に布て、先きに散在せ
る未校合の草本を改観せんと欲すれども、故〔ゆゑあつて〕
之を果さず。

『弁註凡例』（七二三～四頁、原漢文）

この福祥寺本『弁註凡例』は研究途中の『弁註』草稿本が
書写され、四散し、粗略で杜撰な写本が随所に存在すると伝
えている。一応道鏞の『正法眼蔵』加除・添削批判は、主に
この散逸した『弁註』草稿本に向けられたものと想像される。
この天桂側記録と道鏞の批判はほぼ一致する。ただ天桂側の
記録では「動もすれば傍人の竊に写し將ち去るに遭う」（上記
傍線部分）とあるが、道鏞は天桂自身が積極的に書写させたと

主張している。もう一度前記の道鏞訴状「5. 願書別呈要領」の批判(前記傍線部分) 要点を窺つてみよう。

①天桂ハ専ラ、京西岡物集女村、永正寺ノ本ヲハ正本トシ、外ノ本ハ妄添ト云ヒ、サマシ書込ヲシ、剩ヘ其永正寺本ヲモ、又私ニ加ヘ削リ、反故双紙ノ如クニスルコトハ、如何ナル所行ナランヤ。

②天桂永正寺本ニヨルト云ヒフラシテ、私ノ改削ヲ加ヘ伝写拝覽ノ者ヲシテ、真本ト思ハシメ一宗末代ヲ惑乱セントス。今時書写スル人ハ多ハ天桂ガ贋本ニヨリ、本文ヲ点ヲ付テ書込ス。

③正法眼蔵ハ天桂弁註ヲツクリ、徒類宝書珍物トテ、写シ伝テ数百卷及フ、其弁註ヲ見レハ、或師ノ妄添トテ、古来ノ本ノ字ヲハ、我意ニ改メタリ添ヘタリ、己ガ知解了見ノ及ハス、合サル所ヲハ皆筆ヲ入レタリ。

④殊弁註ト云フ者モ一定ナラス、両回三度ツクリ改メタリ。所持ノ人ノ写本コトニ差別添削アリ。

⑤コレヨリ以後、天桂ニナラツテ、人々急次第ニ添削シ、書込スルノ例トナランカ。

道鏞は、「私ノ改削ヲ加ヘ伝写拝覽ノ者ヲシテ、真本ト思ハシメ一宗末代ヲ惑乱セントス」(上記傍線部分)と述べ、天桂が意図的に加除・添削本を書写させたこと批判しているのである。天桂側と道鏞側では意見が異なるのである。ただ当時天

桂の膝下で天桂の『正法眼蔵』講義を聴いた「法忍」(生没年不詳)という人の記録『書写永平正法眼蔵序并口号三首』では天桂の意図を明確に認めている(以上鏡島元隆著『道元禅師とその門流』一三五頁参照)。それは次のように記される。

師【天桂】或は弁論を以て削除し、或は細註を加えて添入す。其の削除添入桂師只だ自ら敢えて決して此の如くなるのみに匪ず。剩え随徒の多少をして亦た其の自らの計較の如く之を転写し、鎮持し將ち去らしむ者称げて計うべからず。：【中略】：此の書の毎篇、其の本文に於て、肆まに増損すること有るべからざる者にして、而今桂師の弁論、之を聞き、之を見るときは、予【法忍】が不肖と雖も、亦た愕然として、却て疑怪無きこと能わず。

『書写永平正法眼蔵序并口号三首』

(『正法眼蔵蒐書大成』卷二十一、六四五頁)

上記傍線部分に「削除添入桂師只だ自ら敢えて決して此の如くなるのみに匪ず。剩え随徒の多少をして亦た其の自らの計較の如く之を転写し、鎮持し將ち去らしむ者称げて計うべからず」とある。「法忍」は天桂自身が加除・添削しただけではなく、随徒にもその加除・添削本を書写させていたとするのである。

果たして天桂の『正法眼蔵』参究は道鏞の主張の如く、恣意的な加除・添削及び注釈であり、しかも門下にその添削本を

積極的に書写させていたのか。それとも天桂側陳状の如く注釈の通例として行なった対校的範圍に止まるものであったのか。この判断はかなり難しい問題である。

ただ道鑑側の意見を証明するには天桂側陳状が「宗門之諸山ニ有之正法眼蔵、桂師我侶に抜き指し致すと申事、是又傍着無人脱体偽弁二候。其の抜指し致候書、何処にあると拝見致度候」と述べる如く、加除・添削本（原本）の存在を確認する必要がある。この点天桂依拠の『正法眼蔵』原本自体何度も書き換えられ、その確認自体かなり困難であろう。

しかし天桂による『正法眼蔵』の加除・添削的参究姿勢は道鑑以外の人達、たとえば天桂膝下の「法忍」によっても非難されているのである。また前記福祥寺本『弁註凡例』も、天桂の『正法眼蔵』参究自体中途の段階であつたあつたとし、「先きに散在せる未校合の草本を改観せんと欲すれども、故之を果さず」「弁註凡例」（七一四頁）と述べている。この点天桂の『正法眼蔵』参究自体不完全のまま終了して多くの問題点を残したと言える。

天桂の『正法眼蔵』加除・添削問題の背景に当時の『正法眼蔵』真偽論⁽⁶⁾があると前回（拙稿「午庵道鑑の天桂批判」五一頁）指摘した。今回取り上げた天桂門下の「法忍」も、天桂の六十巻本拘泥にその加除・添削の原因を求めている。「法忍」の天桂批判は次のようである。

当時予【法忍】と蔵驚【現大阪市天王寺区上之宮町の蔵驚菴】に同居せる一二輩、相い砥礪し討論するに、文面違わず、見徹分曉せる。曾て此の其の本文を点竄すること有るを懼れて数々之を奏達すれども、師翁【天桂】遂に一件だも許納せず。是れ師、曾て独抜の旧見に蔽わること尤も厚きが為の故なり。先に其の影室、豪師翁の古註鈔有り。桂師之を一閱覽して取らざる者の那の病、旧見に在ること免れざるなり。今時其の自余に於て、吾れ肯て焉を道わんことを欲せず。ああ師なる哉。抑も正法眼蔵此の書典に於て、未曾有の玄談、未曾有の妙語有るを見るに感得して始中終裏、念を此の書に忘れず。深く三昧に入りて参究、独り其の勞を乗ること勝て言うべからず。而して後、弁註筆舌為人提唱、恰も老鼻孔にして、出氣の分無きにあらず。惜しむらくは是れ広文の全卷、此の一段に於て、一雙眉毛色、猶お未だ開けず、法々唯だ究尽独立の要機有るに似たり。現ぜざるも、將た其れ珠にして能く盤を走るも猶お未だ盤にして、珠を走るの其の円転の縦横を別つあらざるがごとし。此の故に其の脱簡無き処に或は脱簡を見、その妄添あらざる処に於て、或は妄添を見、却て自ら其の添竄を要する者の之を如何せん。我等平日法友【天桂門下】と相談して、動もすれば声を吞むに至る者、本と師【天桂】を思ふに在るのみ。

「法忍」撰『書写永平正法眼藏序并口号三首』

(『同上』、六四七頁)

以上が天桂膝下に身を置いた「法忍」の天桂批判である。

天桂による『正法眼藏』加除・添削問題の原因を『正法眼藏御聴書抄』(一二〇八年撰)否定に求めているのである。『正法眼藏御聴書抄』(『影室』)は詮慧(生没年不詳)と経豪(生没年不詳)が七十五巻本『正法眼藏』に註解を加えたもの。義雲が六十巻『正法眼藏』に頌著した『正法眼藏品目頌』は嘉暦四年(一二一九)の撰であり、それ以前に『正法眼藏御聴書抄』が成立していたのである。

しかし六十巻本『正法眼藏』を信奉する天桂は遂にこれを認めることはなかった。「法忍」はこの点を天桂の「旧見」(傍線部分)とし、ここから「其の脱簡無き処に或は脱簡を見、その妄添あらざる処に於て、或は妄添を見」(傍線部分)とする加除・添削が始まったとするのである。以上天桂の『正法眼藏』加除・添削問題を検討した。

(f) 道鏞の減板願要点③に対する陳状

—天桂による『六祖壇経』添削問題—

次に『六祖壇経』の添削問題に対する天桂側反論を窺ってみよう。反論全文を示してみよう。

一、壇経も文義を削候と申、又是無体之虚言二候。一滴之内

片言隻字も本文改換不致候。先疑却処ハ本伝を引、私考をく王へ候事、是又注人之常例二候。壇経之本と一滴之本文と読合候得ハ、彼者之偽り相知れ申事二候。

(天桂側陳状「1. 減板願之大意」)

以上が天桂側の陳状で、文中の『一滴』は天桂の注釈書『海水一滴』を意味する。本文を添削した事実は無いとするのである。また天桂の注釈(私考)は「本伝を引、私考をく王へ候事、是又注人之常例二候」と述べて、註解の場合の通例であり、問題ないとしている。

この『六祖壇経』の添削問題に関する道鏞の批判は如何なるものであったのか。前回の論文(『駒澤短期大學佛敎論集』第三号、四三頁)にも引用したがもう一度道鏞の訴状を掲げてみよう。

且つ又た和漢御一同の官板大藏経の中におひて、六祖壇経と申すをも所々我俣に文義を削り、私説を申し立て開板仕り候。最初板行の節、書物仲間異論に及び、京二条の御吟味にて御取上げ被成候を、天桂亦た題号斗を書き替え板行仕り、即ち「海水一滴」と申し候て五巻を流布仕り候。

(道鏞訴状「1. 御奉行所江差上候道鏞願書写」)

ここには先ず天桂が『六祖壇経』を添削し私説を加えたところがある。次に「最初板行の節、書物仲間異論に及び、京二条の御吟味にて御取上げ被成候を、天桂亦た題号斗を書き替え板

行仕り」とあり、最初の刊行の時点では何か問題があった事を伝える。この刊行に支障を及ぼした問題とは一体如何なる事であろうか。

直指玄端撰『天桂和尚年譜』（『曹洞宗全書』史伝下、原漢文）の享保七年（一七二二）の項に

師七十五歳。嚮に六祖の『法宝壇經』を註して成る。題して曰く、『海水一滴』と。共に五冊。

とある。しかしこれは注釈が終了したこのみを述べたもので、未だ刊行されていない。そして翌々年の享保九年（一七二四）の項に

師七十七歳。仲夏、事に因りて京師【京都】の官衙【役所】に出【しゅつ】し、北野の慈眼寺【現京都市上京区出水通七本松】に寓止す。其の主大願禪師【慈眼寺第六世、大願性愚和尚？一七四〇】、待遇敦し。秋初、公明を得て回る。とする記録が有る。これは上記道鏞訴状の「京二条の御吟

味にて御取上げ被成候」という出来事を想定させる。又た翌年の享保十年（一七二五）の項に

師七十八歳。今茲【ことし】、『海水一滴』、梓を寿ぐ。秋、衆の為に開演、聴徒七百余員。

と記される。これら一連の記録から、『海水一滴』は注釈終了後、問題点が指摘され、京都町奉行所において吟味が行なわれ、そして享保十年（一七二五）に漸く刊行されたと見るこ

とができる。

この点について天桂自身が『海水一滴』に対する批判や刊行阻止の動きを伝えている。それは『嗣書・弁註』と『海水一滴』中に示される。

彼ノ瞎禿蝙蝠ノ僧、老僧【天桂】ガ一滴ニ「一代時教八万行儀ハ悉ク妄機ニ対スル妄法ナリ。仏祖俱ニ是レ已コトヲ獲ザルニ在リ。其レ唯ダ爾リト」曰ウヲ見テ、驚愕蹙地シテ云ク、「コレ仏法破滅ノ邪法。当ニ急ニ挫イテ屏除スベシト」。之ヲ那辺ニ訴ウト。老僧之ヲ聴テ捧腹臍笑ス。噫尔什麼ヲカ仏法ト謂ウヤ。

『嗣書・弁註』（三〇二頁）
また『海水一滴』に次のような記述がある。

古すら尚妬忌の害心是の如し。何に況んや今に於いてをや。故に吾が此の註解【海水一滴】、老禿の魔魅の為に彫偽せられて流行せざる者の此に三年。

『海水一滴』（巻四、三六丁）
以上の通り、天桂著『海水一滴』は刊行の時点から問題があったのである。道鏞はこの事を知った上で『海水一滴』版木の破却を訴えているのである。

破却の理由を最も詳細に述べる道鏞の訴状を示してみよう。

天桂僧事 〔別訂之中大概コレヲ弁別ス。今ハ数條略シテ

非義ノ骨目ヲ挙ク)

一、六祖壇經〔藏經ノ中一卷、標題曹溪原本〕文字数二万六千四百三十四字、大明ノ万歴己酉、径山ノ寂照庵ニ版行ス。此壇經ハ禪宗モトヨリ法宝ト称ス。唐土ノ天子綸言ヲ降シ。諸学士、官人等ニ仰セ、委細吟味ヲ遂ケ、大藏經中仏説五千四十八卷查次ニ目錄シ入藏ス。夫レ一ヒ藏中ニ入りタル、本經本録ニオヒテハ、後世ノ天子、諸官諸僧儒家者流トモニ、私ニ或ハ削リ、或ハ加ヘ、本文ヲ改換スル事ヲ得ス。若シ改削スレハ、天子官人ヲ輕蔑スル罪科許サレズ。故ニ本文ニ筆ヲ入レタル事、古今決シテナシ〔但シ後人ノ注釈疏解ニ於テハ是非ヲ弁シ抜キ指シタルコトモ往々コレアリ〕。大明中古径山ノ費隱和尚、藏經中景德伝灯録ニ天皇ヲ天王ニ改、城南ヲ城西ニ換ヘ、青原下ヲ南嶽下ヘ改削シタル罪ヲ蒙ムレリ。シカルニ天桂ガ如キハ、六祖ノ外紀ヲ〔外記一代行業ヲ記シ門人法海集ム。藏中ノ伝灯録ノ第五卷アリ〕妄作トテ点ヲモ付ス、捨却セヨ、除ケト処々ニテ藏本ヲ指瑕スルヲ費隱ヨリモ甚タシ〔天皇道悟ノ事ハ五家正統一覧ニクハシク見ヘタリ〕。

一、六祖壇經ハ日本ニテ町板久シク流通セリ〔素本首書数通アリ〕。中古黄檗山鉄眼和尚、方冊ヲ〔梵文ハ卷本折本、中古ハ唐土テ四角ノ本トナル〕開板ノ節、御公儀ヘ願ヒヲ達シ、御免許アツテ国家安全ノ祈禱、一切衆生利益ノ為メニ

方々勸化シ説法シ二十余年歴テ成就ス。即御公義ヨリ、吉野山ノ桜数十本ヲ賜ハリキ。シカアレハ総シテ藏中ノ経録ハ和漢一同ノ官版人天ノ日月ナリ。仏祖肉身常住ス。一字一句無量不可思議ノ大功能希有難有生々世々ノ勝因縁ニアラサレハ、見聞シ値遇シ難キ、尊勝、無上ノ宝法ナリ。シカルニ天桂、海水一滴トテ、壇經ノ注ツクリ。我意ニ其本文ヲ証拠モナキニ、後世ノ人ノ妄添擬作ノ所アリトテ取ラス。本文ヲ処々和読ヲモ付ス。大言ヲ吐キ、抹却セヨト云也。大ニ旧板本、藏本ノ深趣ヲ失スルコト、一卷ヨリ五卷マテ、十余箇所紙ノ数幾十丁〔此事ハ今略、他日呈上セン、別記有之〕。右細審ニ天桂ガ所為ヲ考ルニ都テ藏本ニヨラス、□町板ノ異本ヲ考ルナリ。石ヲ宝トシ、珠ヲ遺ス者不少。其浅理鄙辞、学人ヲ邪徑ニ誘引スル事、乱レタル麻ノ如シ。今日無知ノ輩ハ、皆珍書トシテ買ヒ求メ講習シ流布シヌ。若人此非ヲ弁スレハ憤怒シテ相殴【うつ】ニ至ト。哀哉。

(道鏞訴状「5. 願書別呈要領」尚、□は判読不可)
 まず道鏞の主張は『六祖壇經』自体入藏の書であり、妄りに添削してはならないとするのである。また黄檗宗の鉄眼道

光禪師(一六三〇〜一六八二)の大藏經刊行(一六七八年)の為、幕府より吉野山の桜数十本を賜った事等を記し、大藏經が中国、日本共通の官本であると述べている。また「藏本ノ

深趣ヲ失スルコト、一卷ヨリ五卷マテ、十余箇所紙ノ数幾十丁〔此事ハ今略、他日呈上セン、別記有之〕と述べ、問題箇所は十数カ所あるという。しかし上記の最後に「別記有之」とある通り、問題箇所は具体的に示されていない。別な資料に記されたと思われる。

ただ前述の「(c)道鏞の滅板願要点①に対する陳状―天桂の御條目違背・開山之家訓面授嗣法違犯問題―」で検討したように天桂著『海水一滴』には卍山が徹底的に批判され、「超經驗的相見説」(『海水一滴』卷一、四十二―四十四丁)等により、代付が肯定されているのである。さらに『海水一滴』の問題点を挙げれば、道元禪師批判とも受け取れる言辞⁽⁸⁾も見いだせるのである。例えば道元禪師の「見性否定」に対して、天桂は痛烈な批判を展開した。当時卍山は道元禪師の『正法眼藏』の一字一句を金科玉条の如く大事にしたと評された。その卍山門下の人々にとって、天桂の強烈な註解姿勢は道元禪師に対する冒瀆以外の何物でも無かったと想像できる。以上の如き感情的側面も含めて、天桂の『海水一滴』は刊行當時も、また天桂寂後にも問題化したのである。

(g) 天桂の卍山批判要点⑤⑥についての解説

―師資面授・一師印証と室内三物問題―

「1.滅板願之大意」要略図の一番最後に示した、天桂の

午庵道鏞の天桂批判(II)(志部)

卍山批判の要点を窺ってみよう。これは道鏞訴状に対する弁明・陳状に終始していた天桂側が、反撃に転じたものである。そしてこの箇所、卍山の問題点を明確にしようとしている。天桂側では、

桂師常々被致噴惜候衣襖・閑話之内、御條目ニ違却し宗門室中の密事紛敷、申堅候私説を造り、古仏面授之深意を錯會し、後学を惑ハす事如左。

(天桂側陳状「1.滅板願之大意」)と述べ、卍山が『洞門衣襖集』及び『対客閑話』で私説をつくり、道元禪師の伝える面授の内側にある深い意味を誤って理解したと主張している。この指摘は前述の「(a)天桂側反論資料(表題ナシ)の全体構成」で紹介した次の天桂側反論と一致する。

卍山自作之衣襖・閑話両書に元古仏面授之大本を錯會し、加之、彼師ハ一師印証之願意として却而御條目之表に違却し、室内の三物等を胡乱に指注仕候事共、桂師常々噴惜し開山正法眼藏を証拠に引、嚴敷被致破斥、且ツ書中ニも其旨弁置候。

(天桂側陳状「1.滅板願之大意」)

さて天桂側では、

一御條目云師資面授・一師印証ハ道元禪師之家訓、自今以後何れ之寺院へ雖令移住、最初伝授之三物〔嗣書・血脈・

大事) 一生全可帶之。師資相承之外、以他人付法停止之事。然ルニ……。

(天桂側陳狀「1. 滅板願之大意」)

として、元祿十六年の宗統復古運動成就時に制定された「定」を挙げ、卍山の説がこの「定」に違反すると指摘している。天桂側が具体的に挙げた問題箇所は次の四点である。

- 一・衣櫛〔自十二丁至十三丁〕云、血脈・大事ハ嗣法に關るにあらず。中古之老宿〔何人ゾ〕此二物を以嗣書袋中に附入して仮りに喚為三物。全宗祖之本旨にあらずと〔私説〕
- 一・又〔十八丁〕云、中古之師家大事之図、一枚を製すと〔無証拠〕

- 一・又云、中古已上永平ニ至て其図あることなきもの貴むべし〔今日有之者ハ非法乎〕
- 一・又〔十九丁〕云、中古疎懶之師資是が桶を作り、彼大事一物を以て三種之秘書〔是又造説〕に換却し後学を欺き、記して永平之所製とするものは傷しからずやと〔已上〕

(天桂側陳狀「1. 滅板願之大意」)

これは卍山が室内三物(嗣書・血脈・大事)の内、嗣書のみを嗣法に關わる物として、他の二物(血脈・大事)を斥け、更に大事を偽物と主張した点を天桂側が私説・無証拠・造説等として批判しているのである。そしてこの卍山説が御條目に違反しているとして次の如く批判する。

右之通りニ候得ば大事ハ中古懶墮之者作之、開山之所製と偽り置候。謀書謀判と相聞へ候。若し其義決定ニ候ハバ、元祿年中官衙へ訴へ、中古已下嗣法之混乱を申立、開山ノ旧家訓に復し度旨願上候節、大事も除却し開山御本旨之通ニ可被致事ニ候。無差ニ而、此書ニ到り私説を作り、室内之密事を胡乱に指注し、宗義を誤るのみにあらず。他宗他派之見聞を氣之毒と申、桂師常々被致嚴斥候。誠ニ三物相承ハ室中之密事なりといへとも、其要は得法印証之表示也。例せば三種之神祇の如し。三物皆是一大事なり。故曹洞一宗に於て嗣法之人、此内一物も相欠事罷成不申候。仍而御條目にも最初伝授之三物、一生全可帶之と。然ニ衣櫛ニハ三物とハ中古之妄称。又大事ハ中古已下之偽作等と紛却申置候者、御條目に違却し室内事を胡乱に指注仕とハ此等之事共ニ候。今日も卍山之私説を借り、御條目ニ相違し開山以来之法宝を輕蔑し、二者は無事甲裏に放在仕候者、間々有之。依之桂師為法為人嚴敷被致破斥候。

(天桂側陳狀「1. 滅板願之大意」)

以上三物に關する天桂側の反論を窺った。この三物に關する説は¹⁰⁾三物論とも呼ばれるが、当時其の起源・由来・内容等において様々な説が出されており、卍山の説もその一つである。しかし天桂側では元祿十六年の「定」に「自今以後何れ之寺院へ雖令移住、最初伝授之三物〔嗣書・血脈・大事〕一

生全可帶之」と明記された三物について「三物とハ中古之妄称。又大事ハ中古已下之偽作」(天桂側陳狀傍線部分)とする。卍山説を問題としたのである。卍山が三物を批判した点を御條目違反としたのである。

また天桂側では卍山の嗣法論を思想的面から徹底的に批判している。批判は卍山の未悟嗣法肯定と儀規主義に向けられている。まず陳狀には卍山の主張が次の如く要約される。

一・衣襖〔六丁〕云、大凡嗣法之時節ハ悟未悟に拘らず。但
因縁現成寂然感通と。又〔七丁〕云、是〔儀式〕に依らし
むべし。是を知らしむべからずと。又〔二十丁〕今日嗣法
大都其人にあらず。然共面授之正規有之時者、度外に逸出
せず。恰も蛇の竹筒に在て自由に曲る事あたわざるが如し
と云々〔已上〕

(天桂側陳狀「1.滅板願之大意」)

上記の卍山説に対して天桂側では次の通り反論している。

右之通ニ而永平印伝面授相承之大事と可申哉。大本を誤る
事如此。若曹洞宗之嗣法ハ悟未悟にかかわらず。但因縁と
申時ハ悪俗に授与する結縁血脈と同意ニ候。其上面授之儀
規ニ依る事を蛇を竹の筒に入置同意とハ、余軽勿なる譬喩
ニ候。上件之事共も他宗他派之嘲をも蒙へ、尚又、此一件
ハ学仏者之恵命ニ候間、何卒従来之人邪説に嵌入不申様と
嚴敷、致呵責候。誠ニ宗門之嗣法ハ悟道之印可証明也。未

悟之者何と而証せし哉。例せば於武道は兵術の許しのごと
し。一手も覚へなきものへ許しを遣ス事、古今無之事ニ候。
忽而衣襖・閑話共ニ無実之詭弁のみ。宗門之利益に相成ル
事一件も無之。却而官法祖訓ニ違却し、加之、曹洞一宗之
家醜私説を交へ尽ク書出し臭を万年に残し置手段ニ候。宗
門入室の人ハ衣襖一覽し候得ば弁を待たずして卍山之私
説を知るべし。

(天桂側陳狀「1.滅板願之大意」)

近年天桂系統と卍山系統の相違点に關し、天桂の内容主義
と卍山の形式主義とする説¹⁾が出されている。この天桂側陳狀
でもこの点(内容と形式)が問題とされている。卍山は「嗣法
之時節ハ悟未悟に拘らず」(上記傍線部分)とし、さらに「面
授之正規有之時者、度外に逸出せず、恰も蛇の竹筒に在て自
由に曲る事あたわざるが如し」(上記傍線部分)と述べ、儀規
(形式)を背景とした未悟嗣法論を展開した。一方天桂側は
「宗門之嗣法ハ悟道之印可証明也」(上記傍線部分)と悟重視
(内容)の視点から批判しているのである。結果的にこの卍山
の未悟嗣法論は以後の曹洞宗の嗣法観に決定的な影響を与え
た。天桂側は将来における安易な嗣法観の流行を予測し、こ
の「1.滅板願之大意」の最後にこの未悟嗣法批判を付け加え
たと推測できる。

二 「2. 宗門一師印証大意」

次に天桂側陳狀資料の二番目・「2. 宗門一師印証大意」について検討してみよう。この文書の作者は誰であろうか。文中に「夫レ海水一滴ハ、先年坂府ノ官衙ニ於テ恭ナク 公命ノ許ヲ蒙リ、刻梓。世ニ行ルル事既ニ久シシ。曾テ弊師下関ノ日、是ノ書ヲ以テ、三大僧録ノ各座下ニ呈シ奉ルトキハ、速ニ納受シ玉フ」とある。また「弊師之ヲ嘆テ」・「誤テ弊師」・「弊師ガ斥意」等の語句が見いだせる。この「弊師」は文脈からして天桂を指しており、作者は天桂の直弟子の一人と推測できる。内容的にも権実論・開仏知見の強調や儀規主義批判や等からして概ね天桂の主張を踏襲している。要点を箇条書きしてみよう。

- ① 宗門の一師印証について道元禪師が『正法眼蔵』の「授記」・「面授」・「嗣書」の三巻中に丁寧な拈提している。
- ② 一師印証には心伝【嗣法の実】と衣伝【嗣法の権】とがある。しかも権は実によって存在する。未だ実無くして権有るものを聞かず。
- ③ 【弟子は】師と相見せずとも、力量現前する時は三世諸仏と面授し来る者なり。これ嗣法の実なり。
- ④ しかし師の印可証明がなければ付法蔵の人と名づけず。故に開仏知見の後、師の印証を受けて分に随い接化を行なう。

これ嗣法の権なり。

- ⑤ 権は化門表信の儀規であるが、二師に見えざるを正義とする。
- ⑥ 中古以来の依院易師は乱嗣の根源。
- ⑦ 往古に某師の下で開仏知見の者、某師の命により別師に嗣ぐは可なり。大陽警玄と投子義青の代付は止むを得ざるにあり。
- ⑧ 近年或師【卍山】が「面授卷」を誤解し、未悟嗣法及び儀規主義を主張した。故に弊師【天桂】が後学を哀れみ本来の面授を知らせる為にこれ【卍山説】を破斥した。
- ⑨ 「海水一滴」は官許を得て刊行したもの。
- ⑩ 「之ニ由ラシム可クシテ、之ニ知ラシム可カラズ」とする卍山説は正法破滅の謬説なり。世尊一代の所説は開仏知見の爲のみ。
- ⑪ 師資面授の儀式によって仏法正伝とする主張は間違い。例えば武門の兵術と同じで、もし弟子が師匠の妙を得ずして印可を得たならば、ただ仮名に過ぎない。兵術は伝わらないのである。
- ⑫ 直接的面授でなければ宗統、血脈断絶とした場合、疑問が出てくる。何故ならば中古以来多くの寺院は代付にして断絶の法系であり、宗統復古もその根柢を失うことになる。
- ⑬ 「面授卷」の「七仏正伝シテ迦葉尊者ニ至ル。迦葉尊者ヨ

リ二十八授シテ菩提達磨尊者ニ到ル」とは、宗門権実両乗の嗣法を示すもの。

⑭「嗣書卷」に天童如浄禅師が道元禅師に過去七仏の順次嗣法を説示するが、これも権実両乗の嗣法を示したもの。

(天桂側陳状「2.宗門一師印証大意」)

この「2.宗門一師印証大意」の②③④⑬⑭に嗣法の権実論が示されている。これは天桂の主張であった権実論をこの文書の作者が再説したものである。天桂の権実論は拙稿「天桂の嗣法観」―権実論の展開―(『宗学研究』第三十六号、一九九四年)で触れた。

「2.宗門一師印証大意」の背景にある天桂の権実論を概観してみよう。天桂は卍山の宗統復古運動の功績を認めたものの、その一面で

ヒトタビ某ノ院ニ住シテ某ノ師ヲ易エシメザルノミノ功業ヲ以テ、之ヲ永平ノ真宗一師印証ノ正伝ノ家訓ニ復スルコトヲ得ト謂ウ者ハ円鑿方柄カ。此レハ是レ永平ノ権乗ノ師資面授不易ノ形儀ヲ復スルモノナリ。

『面授・弁註』(二五八頁、原漢文)

と批評した。傍線部分の「権乗の師資面授不易の形儀」は卍山等の儀軌を中心とした嗣法観を指している。また別な箇所「道元禅師は祖門中、嗣法ニ儀式軌則アリト一言半句モノ玉ハズ、況ヤ儀軌ヲ仏祖嗣法ノ正宗ト云コト曾テ一言ノ

示誨ナシ」(『面授・弁註』二七四頁)とも述べている。卍山が未悟嗣法を認め、儀規中心的嗣法観を展開した事を批判しているのである。卍山の宗統復古は単に権乗の儀軌の復古であり、道元禅師のいう真の嗣法の復古ではない事を強調した。また天桂の法孫達もこの権実論に注目していた。例えば「福祥寺本弁註・凡例」には次の如くある。

宗門の師学、或は乘に権実一諦有ることを委しくせず。一師面授の家訓を錯会して但だ権乗の規則のみを謂て、未だ実乗の宗旨を説く者を聞かず。

『福祥寺本弁註・凡例』(『正法眼蔵蒐書大成』

卷一五、七二三頁)

この『福祥寺本弁註・凡例』^⑫は当時の師資面授・一師印証という嗣法観が誤解され、権乗の規則のみで、実乗の宗旨が無視されていると指摘している。「凡例」では天桂の『弁註』成立の背景に、当時の人々の権乗の規則と実乗の宗旨に対する誤解を挙げている。この誤解が天桂に『正法眼蔵』研究を決意させたというのである。

『福祥寺本弁註・凡例』は天桂下四世の法孫である鉄面両眉(生没年不詳)が陽松庵室中本に依って謄写し、福祥寺室中に備えたとされる『弁註』の巻首に記される。この『凡例』は「随流老人【直指玄端】一日、浪北退蔵峰靈楠塔下に在して、予に謂て曰く云々」(『同上』七二三頁)で始まる。また「而

今師【直指玄端】の治命を憶て、曾て聞く所の事條を以て、竊かに凡例を挙げることに左の如し(七一三頁)とあり、内容的にも直指の主張・意見がかなり入っていると想像できる。以上の『面授・弁註』・『福祥寺本弁註・凡例』も、またいま検討した「2. 宗門一師印証大意」も嗣法の権実論に触れている。天桂及びその法孫達は権実論に着目していたと見ることもできる。

つぎに「2. 宗門一師印証大意」の内、筆者が「⑧近年或師【卍山】が「面授巻」を誤解し、未悟嗣法及び儀規主義を主張した。故に弊師【天桂】が後学を哀れみ本来の面授を知らせる為にこれ【卍山説】を破斥した。」と要約した卍山説に少し触れてみよう。天桂側陳状では次のように示される。

近年、或師【卍山】有り。誤テ高祖古仏面授篇ノ文意ヲ会シテ、未悟ノ人面ニ嗣法ス可キノ証ト為シ。又タ人ヲシテ面々悟リ、箇々了ゼシメルコト能ワズ。但ダ能ク一師面授ノ正規ニ由ラシメルノミ。乃至之ニ由ラシム可クシテ、之ヲ知ラシム可カラズト謂テ、叢林同機ノ盲僧ヲ引化シ。愚蒙堆中ニ陥入セシム。加旃。自ラ書作テ世ニ顯シ、天下人ヲ教壞シ去ル。故ニ弊師【天桂】之ヲ嘆テ、八十有余ノ老齒ヲ以テ、末後病榻ノ夕ベニ至ルマデ、苦ヲ勉メ勞ヲ忘レテ之ヲ弁白シ、之ヲ破斥スル者ハ、何ゾ自ラ弁ヲ好ノ徒ナラン。

(天桂側陳状「2. 宗門一師印証大意」)
前記(天桂側陳状「1. 滅板願之大意」)の最後にも、この卍山の未悟嗣法肯定と儀規主義が取り上げられて批判されている。何度も批判されている点からして、この卍山の未悟嗣法と儀規主義は天桂側の主な攻撃目標であった事がわかる。曹洞宗は今日形式(儀規)を非常に重視する。この形式重視の遠因を卍山説に求める事ができるであろうか。

ただ道元禅師の主張(『永平清規』・『正法眼蔵』等)の中に、時空を超越した理念的傾向と綿密な儀規主義的傾向が見いだせるのである。この点今日の曹洞宗の儀規主義・修行重視の淵源は道元禅師自身にあったといえる。卍山の儀規主義はその一面的強調であり、天桂側が主張する如く、権実論でいえば権乘に比重を置いた説と一応言えるであろう。

三 「3. 別訂答釈」

この「3. 別訂答釈」は前回検討(「午庵道鏞の天桂批判」―午庵の訴状をめぐって―五四頁)した道鏞訴状「4. 別訂」(尾II元文三年己戌午四月)に対する反論である。道鏞訴状「4. 別訂」は万回一線著『証道歌直截』(一七三七年刊)を批判したもの。『証道歌直截』の超經驗的嗣法や大陽警玄と投子義青との代付相続肯定を思想的面から批判したものである。

「4. 別訂」の随所に天桂批判がされている。道鏞はその理

由として万回の説は天桂説に基づき、さらに天桂説は独菴の説に基づくとする。そして独菴・天桂・万回の三者を批判しているのである。

さて天桂側反論の「3. 別訂答釈」の要点を幾つか挙げてみよう。

- ① 独菴主張の「自悟」を擁護。
- ② 天桂の本迹二門を弁護。
- ③ 道鏞の時間観念を批判。
- ④ 卍山による「面授巻」跋文の「非面授而」の語を批判。
- ⑤ 承古と雲門嗣法問題で道鏞を批判。
- ⑥ 嗣法時の権実論を主張。
- ⑦ 「嗣書巻」中の合血を批判。

(天桂側陳状「3. 別訂答釈」)

上記は独菴・天桂等の本質論的嗣法観を弁護したものである。尚、前回拙稿(「午庵道鏞の天桂批判」―午庵の訴状をめぐって―五九頁)で触れたが、独菴に関して、道鏞訴状「5. 願書別呈要領」では独菴著『俗談』中の嗣法論を削除すべしと主張している。何故ならばこの独菴の本質論的嗣法観が天桂及び一線へ影響し、道元禪師の師資面授・一師印証の嗣法が危ういとしたのである。独菴・天桂・万回の本質論的嗣法観と卍山側の形式論的嗣法観の相違が明確な資料である。

四 「4. 乍恐陳状」

この「4. 乍恐陳状」は道鏞訴状に対する天桂側陳状である。内容的には先ず道鏞訴状の大意や天桂側反論が示され、最後には是非曲直を徹底的に求める文章構成となっている。宛て先や年月日は記されていないが、寺社奉行所宛と想像される。また前述の「1. 滅板願之大意」(直指玄端が寺社奉行牧之越中守殿家中、家老柿林定衛門殿宛に提出したもの)と重複する内容も多い。冒頭部分を示してみよう。

一、弊師【天桂】撰述仕候、海水一滴・報恩編之二書、滅板を願出候もの、其意趣を承候ニ、弊師儀、一師印証の御條目ニ背、高祖面授ノ家法を破り、邪書邪説奇怪之義を申立、大勢之徒党を結び、与力を求候事、数年之巧謀ニ而、自己乱嗣之非を飾り、自を害し、人を傷る毒邪之最なり。其儘被指置候は、御世道之御障りニ罷成候は、某護法之深志、骨髓ニ徹し、歎ケ敷、一宗ノ衰乱、感涙難留。か乃罪惡を糾【タ、シ】、諸人をして正道ニ帰せしめん。仰冀ハ官府之御威勢、三僧録之御法権、彼邪書を滅板被仰付、彼紛乱之萌、火急ニ御防奉願候と、願書四冊、悪語妄言重複混雜仕候得共、大意如此ニ相聞江申候。

(天桂側陳状「4. 乍恐陳状」)

以上の如く道鏞訴状の大意を述べ、さらに天桂側反論が示

されている。以下要点を記してみよう。

①天桂の嗣法に関する履歴。

②『海水一滴』・『報恩編』の注釈は撰述の通例。

③『正法眼蔵』の異本校訂は添削に非ず。

④天桂の「開山之真筆二而も、全不肯」の言葉は禅家の拈弄・臨時の施設。

⑤大陽警玄と投子義青の嗣法は代付。

⑥『海水一滴』の道明禅師発悟の下の注記「有時の眼目」について。

⑦徹底的吟味と無実時における訴人の責任を求める。

(天桂側陳状「4. 乍恐陳状」)

上記①は「自己乱嗣之非を飾り、自を害し、人を傷る毒邪之最なり」(上記傍線部分)とする道鏞の批判に対して、天桂の嗣法経歴に触れ、当時の「御條目」に違反していない事を述べたものである。天桂側の陳状を示してみよう。

一、弊師【天桂】儀、延宝六年駿州静居寺入院仕り、三物相

続仕候後、従何方相招候而も、移転之志、決而無御座候。

其後、大雲【大雲寺】・丈六【丈六寺】之誘引有之候時、段々

辞退、何レ茂再三及候故、辞退之存念(一師印証)を以

申切候所、万外・石峰何れも、任其意ニ、被讓席(御條目

以前)候。丈六ニ罷在候内、宗統開明之御條目ニ罷成退

院之後、静居寺檀末、連判を以、本寺林叟院、並ニ可睡齋、

相願候所、両寺共ニ御聞届之上、静居寺世牌之御書附御座候。

(天桂側陳状「4. 乍恐陳状」)

『天桂和尚年譜』によれば、天桂は延宝五年(一六七七。上

記天桂側陳状「4. 乍恐陳状」は延宝六年と記す)に駿州静居寺

(現静岡県島田市伊太字旗指)の五峯開音(？一六八三)に

嗣法相続し、そのまま静居寺の住持となった。

その後二度ほど他山している。一度目は元禄二年(一六八

九)に大雲寺(現滋賀県彦根市河原町)に他山(移転)し、ま

た二度目は元禄九年(一六九六)阿波丈六寺(現徳島県徳島市

丈六町)に他山している。当時の御触では他山の場合、以前の

嗣法の証拠である三物を前住寺院へ返却して、他山(移転)す

ることになっていた。ところが天桂は二度の他山を借住(臨時

の住持職)という形にした。これにより師匠の五峯開音より受

けた静居寺開山法を一生帯びている。依院易師をしなかった

のである。

ここで上記傍線部分に注目してみよう。「丈六ニ罷在候内、

宗統開明之御條目【元禄十六年の「定】ニ罷成退院之後、

静居寺檀末、連判を以、本寺林叟院、並ニ可睡齋、相願候所。

両寺共ニ御聞届之上、静居寺世牌之御書附御座候」とある。

これは宗統復古運動成就(一七〇三)以後、静居寺側が本寺の

林叟院(現静岡県焼津市坂本)と僧録の可睡齋(現静岡県袋井

市久能に願ひ出た、天桂の世代牌許可の書き付けが存在するというものである。

ところがこの静居寺における天桂の世代牌はこの道鑑訴状提出(一七三九)の二年後(一七四一)に再び大きな訴訟問題となった。今度は江戸期の大僧録であった可睡齋が静居寺を訴えたのである。訴訟の内容は何か。静居寺に建てられた天桂の世代牌を臨時住職の意味の前住牌へ換えるようにとの訴えであった。

何故訴訟事件まで発展したかと言えば静居寺に本来建てる事ができない天桂の世代牌があり、支配方の可睡齋がこれを取り除き、前住牌へ換えるように勧めたが、静居寺側がどうしても承知しなかつた為である。

この訴訟問題は拙稿「天桂の嗣法関係資料」―静居寺世代牌問題―(『宗学研究所紀要』第五号、平成四年三月)で触れた。

『可睡齋資料集』(第一巻、寺誌史料、一四六一―一五〇頁)に収められる「可睡齋役僧旭端・静居寺波竜請状写」に訴訟の詳細が示されている。この文書は「寛保元年【一七四一】十月十八日」の年号があり、可睡齋の訴状、静居寺の陳状、寺社奉行所裁許の三段落に分かれている。

可睡齋の訴状要点を記せば、静居寺第十三世巨海波竜(一七四三)より大坂退蔵峰陽松庵(天桂開創)を静居寺の末寺としたい旨の願が「去春」(一七四〇)に可睡齋に提出され

た。可睡齋による天桂の法系吟味が行なわれた結果、二度他山の事実があった事が判明した。当時の掟例では他山の場合、開山より代々受け継いだ三物を隠居か本寺へ返却することになつており、天桂と静居寺との関係は断絶し、天桂の世代牌は静居寺に建てる事はできないはずであった。

ところがこれ以前に静居寺後々住の龍水竺雲(一七四八)が静居寺の本寺である林叟院第十七世洪堂魯宗(一七三三)に天桂「牌面」許可の願を提出した。林叟院では決定できずに僧録の可睡齋第三十世月関湛亮(一七二九)へ内々の意向を伺つた結果、月関が「牌面」許可の旨を申し渡したのである。

しかしこの「牌面」の意味を月関は「前住牌」と理解し、一方本寺林叟院の洪堂は「世代牌」と理解したのである。その結果洪堂は天桂世代牌許可を静居寺へ出してしまい、静居寺では以後天桂世代牌を建てていた。

その後上記の静居寺第十三世巨海波竜により、天桂開創の大坂陽松庵を静居寺末にしたい旨の願が出され、天桂法系吟味の段階で「世代牌」問題が浮上したのである。この誤解を訂正する為に支配方の可睡齋が何度も世代牌を前住牌へ変更するように意見したが静居寺側が承知しない為に訴訟事件へと発展したのである。

一方静居寺側陳状は天桂の他山は臨時住職としての借住で

あり、静居寺の五峯開音よりの三物を所持しており何ら問題ないと主張し、今までどおり天桂の世代牌をそのままにして置きたい旨を伝えている。

寺社奉行所の裁許を見ると、静居寺側の何人かが関連する問題で軽い処分を受けたものの、天桂の世代牌はそのまま許可された。静居寺側にとってはほぼ主張が認められたのである。以上が静居寺世代牌問題の概略である。その他、②③⑥等の主張は他の天桂側陳状と重複する為に、ここでは検討を省く。

五 「5. 陳状之内申残候事」

この文書はタイトルから推測すれば前記「4. 乍恐陳状」に書き漏らしたものを示した文書であろう。内容的には代付問題が主である。師資面授・一師印証を経験的面授に限定した卍山系統は大陽警玄と投子義青との代付や六祖の下で発明し、五祖弘忍に嗣法した道明等の歴史上の代付も認める事はできなかつた。その為卍山系統は天桂・万回等撰述の歴史的代付を肯定した書物を当時の御條目に対する重大な違反と捉えたのである。

この「5. 陳状之内申残候事」冒頭に

一、敵者【道鏞】之書付ニ曰。彼妄弁【面授卷・弁註】ニ曰、浮山代付投子之事、洞濟不恠、支那扶桑叢林誰不知之と申

立候と、彼者【道鏞】参々悪口致候ハバ、此代付之事ハ天下一統之御法度、御條目ハ即家訓、家訓ハ即御條目、一師印証直而直授之外ハ法賊国賊との申分ニ相聞へ候。

(天桂側陳状「5. 陳状之内申残候事」)

とあり、またつぎのような文も見いだせる。

敵者【道鏞】之意ニハ古時も時也。今時も時也。有時眼目之語ハ代付不苦と申立候。御條目を破り候との気味ニ相聞へ候。可申様も無之邪推ニ而御座候。壇經、惠明發悟之下我與汝、同師黃梅との文を注釈被成候而、今日御條目之取沙汰ニ而ハ無御座候。六祖・惠明千年先之壇經之文、代付之とりこニハ不申候へ共、此壇經之文をも御條目ニ背候と可申哉。

(天桂側陳状「5. 陳状之内申残候事」)

上記傍線部分は、道鏞が歴史的事実としての代付肯定を当時の法度違反と結び付けようと意図したとする天桂側の主張である。この代付論については既に何度か触れたのでここでは省略する。

この文書の最後には「正月二十五日」と記される。また前半途中に

去冬之書付届候所へ御出被成候外、いまだニ而、届候ハバ此度進上仕候通を得と御合点被遊前後取繕、御出し被成候処ニ可被仰越候。言葉づかい大事ニ而、御届候見儀が満し

き言葉の出不申様ニ可被仰越候。

(天桂側陳狀「5. 陳狀之内申残候事」)

という文章があり、更に文書の最後に次のようにある。

此度之儀敵者願掛り候故、願之通りニ罷成候歟。又ハ願調不申首をくくり候歟。兎角ニやめハ不致候故、万事御心を被付御尤ニ奉存候。愚をも懸御目心事申上度、此節ハ是非共ニと存候所。病所ニ付此比薬をとへバ、一同も快ク覚候所、不仕其意、残念ニ奉存候。兎角、此書付をはやく懸御目度、長松和尚迄御願申上候。殊之案事申候。扱て心情ハ如□候。筆紙は限在。御叱亮四部御座候。

(天桂側陳狀「5. 陳狀之内申残候事」)

上記二箇所は手紙形式の為にどのような状況なのか余りハッキリしない。ただ最初に述べたように「5. 陳狀之内申残候事」とするタイトルから推測すれば、前記「4. 乍恐陳狀」の補足説明と見る事ができる。陳狀書に関する天桂側の内部確認の意味をもつ手紙であろう。

六 「6. タイトル不明」

この「6. タイトル不明」は十四項目に分かれている。内容は道鋪訴狀中の箇々の問題について反論したものである。冒頭に大陽と投子の代付問題が示されている。形式を知る為に全文を掲げてみよう。

午庵道鋪の天桂批判 (II) (志部)

○一願書カ瞎訂ニ云、抑、面授親承異途ナキ処ニ、浮山代付ノ言一タヒ出テ、其ノ響ヲ接クモノ曾テ多。乃至広録・宝慶記・紀年録、載之云々(代付ニ非ザルノ証ヲ出ス)。謂【答釈ナリ】。浮山、投子ニ代付ノ事、洞濟、未ダ曾テ怪マズ。惟ダ汝等、近代刊行之書ヲ以テ、代付ニ非ザルノ証ト為ス。然ラハ、今ニ借問ス。法華五百弟子品ニ迦葉尊者、不在会七百声聞ノ為ニ、如来ノ授記ヲ代付ス。又曹溪大師、黄梅ノ法ヲ道明ニ代付ス。是亦タ浮言カ。汝何ノ書ヲ以テ、非代付ノ証ト為スヤ。速ニ道へ、速ニ道へ。凡ソ権実両乗ノ嗣法、崑崙ニ棗ヲ呑ムコト勿レ。且ラク宥ス。汝ハ是レ門外ノ遊人、争カ入室ノ深旨ヲ知ラン。

(天桂側陳狀「6. タイトル不明」)

まず「願書カ瞎訂ニ云」(傍線部分)として、道鋪の訴狀が示され、次に「謂【答釈ナリ】」(傍線部分)として天桂側の陳狀が示されている。前半は大体この形式である。しかし後半は要点のみが掲げられ、簡潔な反論が示されている。また「6. タイトル不明」の一番最後に

右大略彼者【道鋪】ケ申上候處、取色致申上候。一々答斥

【天桂側陳狀】仕候義ハ前ニ呈上可仕候。彼等【道鋪】カ申上候義ハ皆々我道人情ニ手申上候事。大法并御條目ニ於て却而障碍仕魔破句ニ御座候。御三僧録次第明鑑如日月。一見ニ令照彼被遊候事。逐一不及申上候。故大意ノミを言

上仕候。伏願為大法、照亮々々、誠恐々々。

(天桂側陳狀「6. タイトル不明」)

とある。傍線部分の如く「御三僧録次第明鑑如日月」の文が見出せるのである。この記述から推測して天桂側陳狀は関三刹宛に提出されたものであろうか。以下十四項目の要点のみを示してみよう。

①大陽と投子の嗣法は浮山法遠【九九一―一〇六七】を介した代付。

②吾門本来の師資面授は臭面臭面に対するに非ず。真面真面に対する無し。

③出山の「非面授而」の四字を批判。超經驗的嗣法を肯定。

④道鏞の对待の二見を批判。

⑤天桂の「合血批判」を弁護。

⑥天桂の「縦ヒ真筆ナルモ、老僧【天桂】全ク肯ワズ云々」の語は、祖語の抑揚と同じ。

⑦天桂の『正法眼蔵』校訂を弁護。

⑧天桂の義雲編集『六十卷本正法眼蔵』校訂を弁護。

⑨天桂撰『海水一滴』中の校訂を擁護。

⑩天桂による『嗣書卷』中の「合血批判」を弁護。

⑪天桂の『正法眼蔵』校訂を弁護。

⑫『六祖壇經』中に妄加妄添あり。

⑬天桂の『正法眼蔵』示衆は道元禪師への報恩の為。示衆説

法を禁ずる御触はナシ。

⑭嗣法に権実二面のあることを知るべし。

(天桂側陳狀「6. タイトル不明」)

上記要点のうち、⑬「天桂の『正法眼蔵』示衆は道元禪師への報恩の為。示衆説法を禁ずる御触はナシ」に注目してみよう。これは前回検討した「5. 願書別呈要領」(尾 元文三年戊午七月 紀州名草郡―重奉呈 関東御三寺 御役局足下)中の『正法眼蔵』講義の是非をめぐる問題である。まず道鏞は次のように述べている。

一、正法眼蔵講談ノ事、并ニ古来ノ本ノ中チ、字ノソハニ、新ニ文字ヲ書込シ、弁注ヲ付ルコトハ、関東ノ御役寺ヨリ、先年一宗ノ寺院エ、御停止ノ廻状アリシトヲホユ。シカルニ天桂ハ死ヌ年ノ夏マテ講釈シ、其弟子ノ紀州高松寺拔山モ度々弁注ト本文ヲ講釈シ、同ク随徒ノ阿州丈六寺卍元モ講談ス。其外往々コレアル者ハ御廻状ヲ知サルカ〔已上吟味ノ節言上セン〕

(道鏞訴狀「5. 願書別呈要領」)

道鏞は傍線部分の如く『正法眼蔵』の講義及び注釈の禁止を述べている。ところが天桂側ではそのような御触を承知していないと反論しているのである。上記項目⑬を掲げてみよう。

一、正法眼蔵垂示仕事、先師末後ノ大願故、遷化致迄、示化

仕候。依之只今迄正法眼藏有ルモ無キモ知ラサル底ノ人モ難有如候而、皆拜写拜読致事ハ乍憚先師永平古仏へ之報恩ニ御座候。垂示仕カラハ異本を集メ致校考、邪正ヲ分チ為学人示化し、此義モ講談を停止之御触在之如申上候。我にも先師生涯今日迄承り不申分、停止之分配ハ無之筈候コトト奉存候。其わけハ永平古仏為学人、為陪弟子に説法示化被出候正法眼藏、御一卷一卷ニ或ハ陪弟子楊光秀ニ示、或ハ觀音導利院ニ在て示衆、在大仏寺示衆ト仰セ被置候。皆々示衆説法ノ義ニ候へ者、今日先師カ人之衆前ニ説法致事、御法度無之段、御尤至極ニ奉存候。正法眼藏講談不致筈ニ而、安居卷・弁道卷・面授卷開板迄致流布、此義者如何相心得候而、右三篇に板行ニ而結制に主人ノ心ニ任せ法是と申講談致候。若又正法眼藏示化講示致サル筈ニ候て仏経祖録ハ何とて法会下結制等ニ商量申事ヤ。彼等カ申上候様ニ而ハ、自今已後仏経祖録眼藏等迄も、垂示商量御法度タルヘク、尚、兎角彼カ如キハ宗門法中ノ罪人ニ御座候。

(天桂側陳狀「6. タイトル不明」)

天桂側では上記の如く反論しているが、道鏞の御触違反とする主張も「関東ノ御役寺ヨリ、先年一宗ノ寺院エ、御停止ノ廻状アリシトヲホユ」(道鏞訴狀「5. 願書別呈要領」と記し、曖昧なのである。この問題の是非はこれ以上資料が見出せない為にはつきりしない。ただこの『正法眼藏』講義が改

めて禁止とされるのは道鏞訴狀と天桂側陳狀の吟味が終り、

「道鏞滅板願の裁断」が出された時である。その文中に

曹洞宗之僧侶として、元祖道元之見解誤之義有之候共、一宗ニおゐてハ相互ニ猥シ申問敷事ニ候。増而板行ニ致し、世間江其を申弘候義不可然事ニ候間、向後道元編集物之誹謗板行ハ勿論、講演等之義も相慎候様ニ三寺ヨリ配下之僧侶江触セ可然候已上。

「道鏞滅板願の裁断」

とある。今度は「向後道元編集物之誹謗板行ハ勿論、講演等之義も相慎候様ニ」(傍線部分)と示される通り、道元禪師編集物の誹謗・板行・講義が明確に禁止されたのである。

七

「7. 円山遠孫道鏞僧、天桂注解一滴・

報恩編、玄光述作之俗談、一線注解直截等願訟之大意」

この文書は円山の法孫である道鏞による、天桂撰『海水一滴』・『報恩編』、独庵玄光撰『俗談』及び万回一線撰『証道歌直截』の滅板願に対する天桂側反論である。内容は九項目に分かれている。まず冒頭の一項目を①として順次検討してみよう。

①一・此度、道鏞願狀ノ趣ハ、右ノ書籍共、御公儀ノ御條目并宗祖道元禪師ノ家訓ニ違背仕候邪法故、大法ノ為、滅

板願奉ト書キ上ゲ候得共、全ク法ニ依ラズ。唯ダ卍山ニ代テ意恨ヲ報センガ為ノ害心ニテ御座候。其故ハ、卍山自作ノ対客閑話・洞門衣柳集等、一師印証面授等ノ事、大ニ錯解致シ置キ候ヲ天桂注解ノ内ニ破斥仕候故、其冤讐ニテ御座候。右キ揀別ノ為、彼此ノ要文ヲ揚ゲ対弁仕ル事左ノ如シ。

(原漢文)

この一項目では道鏞の訴状提出を卍山撰『対客閑話』・『洞門衣柳集』が、天桂によって批判された事に対する遺恨であるとしている。最後に「彼此ノ要文ヲ揚ゲ対弁仕ル事左ノ如シ」(傍線部分)とあり、以下八項目について天桂側の反論が示されている。卍山系統と天桂系統の主張が簡潔に示されているので、全文(原漢文)を順次掲げてみよう。

②一・卍山、衣柳集(六丁)曰ク、天童浄老所付ノ嗣書・明全和尚所伝ノ血脈、現今永平室内ニ鎮シテ、従来ノ法宝ト為ス云々。

▽天桂報恩編(十一丁)曰ク、或ガ言ク、天童浄老所付ノ嗣書・明全和尚所伝ノ血脈、現今永平室内ニ鎮シ、従来ノ法宝ト為スト。固ヨリ夫レ永平古仏、浄翁ノ室ニ入テ、授受底ノ標式有ルハ、皆是レ表信ノ化儀ニシテ乃至江湖ノ宗風、属累伝付、皆本来無物ヲ拈シテ各自ニ闡揚ス。更ニ禅板・机案・蒲団・杖払ノ破什器ヲ拈出シ将チ来テ児孫ヲ累

スコト無シ。間、又之レ有ルモ、将ニ焼却シ去ントシテ、曾テ受用セザルノミ。吾ガ上祖永平古仏ノ天童浄老ニ於テ、猶、達磨大師衣法ヲ可大師ニ付スルガ如シ。唯ダ是レ彼此、地ヲ易テ然ルノミ。如今、永平ノ室内ニ鎮シテ従来ノ法宝ト為スト言フ者ハ、何ゾヤ。吾ガ曩祖ヲシテ芳ヲ百世ニ流コト能ワズ、反テ又夕臭ヲ万年ニ遺スト言ワシムルコト勿レ。粵ニ仏祖的々相承三世不改一枚ノ嗣書有リ、老僧汝ガ為ニ試ニ開顕スル。看ヨ。触目現前、脱体無碍、青山老イズ、白雲、根無シ。江南地暖ニ、塞北天寒シ。誰カ正傍ヲ争イ、焉ゾ断続ヲ論ゼン。乞フ差過スルコト勿レ。然モ亦夕正法眼蔵ノ中或ハ嗣書・或ハ伝衣、之ヲ尊重シ、之ヲ珍敬スル苦口丁寧ノ慈誨有ル者ハ、是レ不信根ノ人ノ為ニ且ラク啼ヲ止メルノ黄葉ニシテ、仏法正伝ノ由テ来ル所有ルコトヲ知ラシメルノミ。其ノ中、句句言言祖師ノ活眼睛有リ。宜シク遊魂ヲ招テ、其レ之ヲ照鑑スベシ。右、天桂敢テ弁ヲ好ニ非ズ。只ダ是レ学人ヲシテ正理ニ本カシメント欲スル一片赤心ノミ。シカノミナラズ抑揚□【褒か】貶ハ知識為人ノ用処。故ニ古人云ク、一代時教ハ総ジテ魔説。或ハ云ク、不浄ヲ拭ク故紙ナリト云々。

これは永平寺室内に伝承される如浄より道元禅師へ伝えられた嗣書及び明全和尚(一一八四―一二二五)より道元禅師へ伝えられた血脈を如何に理解するかという問題である。既に

この問題について「(d) 道鏞の滅板願要点④に対する陳狀——天桂の開山家訓嗣書血脈違背問題——」で触れている。内容的に重複する為にここでは概要のみを記してみよう。

まず卍山が『洞門衣柳集』中で嗣書等の三物無用論を唱える者に対して、「天童浄老所付の嗣書、及び明全和尚所伝の血脈、現今永平の室内に鎮して、従来の法宝と為す」と述べ、道元禅師の嗣書及び血脈の实在を例に挙げて批判した。しかし天桂は『報恩編』で師資面授を本質的に捉え、卍山の嗣書・血脈「法宝」説に対して、単に「表信の化儀」や「黄葉（止啼錢）に過ぎない」として批判したのである。順序は(A)卍山嗣書・血脈「法宝」説の主張—(B)天桂の内容重視による卍山批判—(C)道鏞の天桂批判—(D)天桂側陳狀となる。

上記(C)の道鏞の天桂批判はつぎのようである。

(イ) 亦云天童浄翁所付ノ嗣書及明全和尚ノ血脈〔誤為表信解者別所弁焉〕反遺臭万年者、嗟呼悪口麁語不堪聽。

(道鏞訴狀「4. 別訂」)

(ロ) 天桂御條目ト道元ノ家訓ニ背キ、先年ノ御廻狀ニ印形ヲ押シナカラ、弟子中、或ハ手前ノ講釈ヲ聞ク人ニ、面授ノコトヲ毀リ教へ、殊更ニ自作ノ報恩編ト云フ書物ノ十丁目、元祖ノ嗣書ノ卷、合血之事ハ怪説ナリ。縦ヒ永平高祖真筆ナルモ、老僧全ク肯ハスト毀リ。次テ天童所付ノ嗣書、明全和尚所伝ノ血脈等、永平寺ノ藏中ニ秘在スルヲ毀

ル。

これら道鏞の批判に対する天桂側反論が上記②と云う事になる。以上が卍山の嗣書・血脈「法宝」説を廻ぐる論争である。

(道鏞訴狀「5. 願書別呈要領」)

③一・衣柳集〔七丁〕嗣法未ダ必ズシモ悟未悟ニ拘ワラザルナリ。知ンヌベシ、今時些々ノ知見ヲ以テ漫ニ自ラ悟ト称シテ、心ノ発スル所ニ從テ、仏祖ノ正規ヲ毀破シ、甘テ下凡ノ慢人ト成ル者ハ、何ゾ之ヲ思ワザルヤ。孔聖言ルコト有り、云ク民ヲバ之ヲ由ラシムベク、之ヲ知ラシムベカラズト説ク者ノ云ク、聖人ノ教ヲ設ケル、人ノ家々ニ諭シ、戸ニ曉ンコトヲ欲ッセザルニハ非ズ。然モ之ヲシテ知ラシムル事能ワズ、但ダ能ク之ヲシテ之ニ由ラシシメルノミ。嗣法モ亦タ、是ノ如シ。人ヲシテ面面悟リ、箇箇了セシムルコト能ワズ。但ダ能ク一師面授ノ正規ニ由ラシムノミ。

右一段、天桂所見ハ、大ニ学人ヲシテ怠慢ヲ生ゼシメル害心ナリ。面授嗣法ハ開仏知見ノ印証ナリ。然ルニ未ダ悟未悟ニ拘ワラズ、面授儀規ニ由ラシムノミト云フトキハ、印証ノ道理、相聞ヘザルナリ。此ノ故ニ一滴卷一〔四十二丁〕或人古仏面授ノ篇ニ釈迦仏正ク迦葉尊者ヲ見、阿難尊者面ノアタリ迦葉尊者ノ仏面ヲ礼ス。是ノ如ク唯面与面、面授面受、一祖一師一弟子トシテ、相面授セザルハ、仏々祖々

ニ非ズト。將ニ謂ヘリ、臭面、臭面ニ築著スル是レ面授ト。古仏ノ謂フ所ノ面授ハ豈ニ尔ランヤ。嗣書ノ篇ニ云ク、釈迦仏、七仏已前ニ成道スト雖モ迦葉仏ニ嗣法ス。乃至迦葉仏、釈迦仏ニ嗣法ス。此ノ道理ヲ知ラザレバ、仏道ヲ明ラメズ。仏道ヲ明ラメザレバ、仏嗣ニ非ズト。乃至仏ノ言ク過去ノ諸仏ハ是レ我が弟子ナリト。諸仏ノ仏議是ノ如シト。之ヲ如何ントカ看ル。

この③の傍線部分に卍山の有名な「未悟嗣法肯定」と「儀規主義」及び天桂側の主張「開仏知見」が示されている。両系統の応酬はこの「未悟嗣法」をめぐって展開された。卍山系統は「未悟嗣法」の強調とそれを補う「儀規」の重視という方向へ進んだ。近年天桂系統の「内容主義」及び卍山系統の「儀規主義」の言葉を生んだが、この言葉の起源はこの「未悟嗣法」をめぐる両系統の視点の違いに有るといえる。

④一・衣裯集(八丁)曰ク、投子・月泉、師資面授・一師印証ノ明拠的証ハ青天白日ノ如クニシテ議スル者、眼ヲ盛昼ニ合シテ自己ノ暗昧ヲ以テ佗ノ眼有ル者ヲ怪ム。亦タ愚ナラズヤ。五灯会元、大陽ノ章ニ云ク、師年八十、以テ繼グ可キ者ノ無キコトヲ嘆ジテ、遂ニ偈ヲ作り、并ニ皮履布直褹、浮山ノ遠禪師ニ寄テ、為ニ法器ヲ求メシム。偈ニ曰ク、楊廣山前草、君ニ憑テ、偈ノ焯ナランコトヲ待ツ。異苗繁茂ノ処、深蜜ニシテ靈根ヲ固ム。偈ノ尾ニ云ク、得法ノ者、衆ニ潜ル

コト十年ニシテ方ニ闡揚スベシト。遠、拜シテ之ヲ受クト。永平紀年録ニ云ク、師、太白ニ服侍スルコト前後四載。淨公一日、師ニ語テ云ク、世ニ大陽、師ヲ絶スト太ダ惑ヘリ。五灯、浮山ノ章ニ大陽ノ明安、嗣者無シ、所以ニ直褹皮履付スト言フ者ハ、作者ノ謬妄ナリ。大陽ノ嗣法七人、興陽ノ剖、羅浮ノ如、雲頂ノ鵬、乾明ノ聰、白馬ノ喜、福嚴ノ承、投子ノ青ナリ。而シテ猶、嗣者無キニ由テ、法遠ニ託シテ以テ来ル者ヲ待ツト言フ。晒ウ可シ。義青最モ少シ、速カニ嗣ハ恐クハ難有ン。是ヲ以テ預メ法遠ニ付シテ、以テ義青ヲ記シ、証ヲ他家ニ取り、其ノ旨深シ。大陽ノ智通明白ノ致ス所ナリ。後ノ伝灯ヲ撰スル者ノ典故ヲ剽掠シ先徳ヲ誣謾スト。爾云フ。永平録中、大陽投子問答有リ、其ノ証深シ。永平広録第九卷、頌古ノ部ニ云ク、投子ノ青禪師、大陽ニ執侍スルコト三年、大陽一日、師ニ問フ。外道、仏ニ問フ、有言ヲ問ワズ、無言ヲ問ワズ、世尊良久スト。如何ン。青對セント擬ス。陽、青ノ口ヲ掩フ。青了然トシテ開悟。便乃チ札拝ス。陽曰ク、汝妙ニ玄機ヲ悟ルヤ。青云ク、設ヒ有ルモ須ク吐却ス。時ニ資侍者、旁ニ立テ云ク、青華嚴、今日病ニ汗ヲ得ルガ如シ。青回顧シテ云ク、狗口ヲ合取セヨ。頌ニ云ク縦ヒ口ヲ掩フト雖モ、何ゾ鼻ニ如ン。設ヒ有ルトモ未ダ吞マズ。吐クヲ豈ニ勞センヤ。子ト為リ師ニ代テ宗派遠シ。青天電ヲシテ星旄ヲ激セシム。右ニ書ヲ考エルトキハ、投子、年少シ、早ク

大陽ノ密付ヲ受ケ、大陽、衆ニ潜ルコト十年ノ証ヲ浮山ニ属スルノミ。全ク代付ニ非ズ。此ノ段、一線証道歌直載ニ於テ、此ノ偽撰ヲ以テ開祖道元禪師ヲ汚辱スルヲ破ス。

この④は代付問題がテーマとなっている。大陽と投子、無底良韶（一一三一一―一一三六一）と月泉良印（一一三一九―一四〇〇）との代付を巡る論争である。大陽と投子の代付は江戸期における大きな論争であった。既に前回と今回の小論で何度かこの代付論争に触れている。

無底と月泉との嗣法は、奥州正法寺（現岩手県水沢市黒石）開山無底が嗣法の弟子を得ない内に示寂した。その為、無底の師である峨山韶碩（一一二七六―一一三六六）が月泉をして無底の塔を拜せしめ正法寺二世としたのである。この代付説を卍山は否定し次のように主張している。

無底、月泉同じく峨山に嗣ぐ。其の証、総持寺の住山簿上に見えたり。而して峨山の法を返し無底に無縫塔前に続くと言ふものは後人の偽撰、之を弁するに足らず。

（『洞門衣柳集』六〇六―七頁）

師資面授・一師印証を経験的に捉え、法が釈迦より綿々として伝えられて来た主張する卍山からすれば、もし一代であつても仮に代付を認めた場合自らの嗣法論に大きな矛盾を生ずることになるのである。故に卍山系統は代付論を認める訳にはいかなかったのである。

⑤一・衣柳（二十丁）面授親承ノ正規有リテ亡ゼザルトキハ、度外ニ逸出セズ。恰モ蛇ノ竹筒ニ在テ縦曲ヲ得ザルガ如シ。

此ノ段、天桂常ニ面授ノ権乗ノミヲ云テ、面授ノ実乗ヲ知ラザル事ヲ歎テ、説法每席之ヲ訂ス。

この⑤は卍山の儀規主義に対する批判である。天桂は随所で面授時における儀規作法の主張を極力否定している。例え

ば
（イ）人々箇々皆已成仏ト了達スル実智現成スル時節、即チ是レ三世十方仏々嫡々断絶アルコト無く、面授嗣法シ来レル仏祖ノ慧命相嗣ナリ。裏許何ゾ師資面对面授ノ儀規ヲカ云ハン
（『面授卷・弁註』一一六―二頁）

（ロ）一向二人ヲシテ之ヲ知ラシムベカラズ。但ダ能ク蛇ヲ竹筒ニ容ル如キノ坐起拜遶ノ規則ニ由ラシムベキノミト云妄見邪想ヲ唾破スルノミ
（『面授卷・弁註』一一六七頁）

（ハ）或師ガ云トコロノ蛇ヲ竹筒ニ容ルガゴトキ規則ヲナシテ、師弟子互ニアヒミアヒミヘテ目ニ目ヲ見合セ、造作彫偽スルヲ何ゾ仏祖面現成ト云ヒ七仏祖宗ノ影現成等ト云ベケンヤ
（『面授卷・弁註』二七―二頁）

等の主張がある。これらは天桂による卍山の儀規主義批判である。背景には天桂の「開仏知見」の主張がある。

⑥一・道鏞此ノ度、嗣書合血ノ事、開山真筆ニテモ天桂

全ク肯ワズト言テ、開山ノ家訓ヲ違犯ト第一ノ過罪ニ申シ立□□此ハ天桂報恩編(十一丁)曰ク、正法眼藏嗣書ノ篇ニ合血ノ事有リ。決シテ後人ノ妄添ナルコトヲ。古仏豈ニ恁麼ノ怪説有ンヤ。縦ヒ古仏ノ真筆ナルモ、老僧全ク肯ワズ。況ンヤ転写シ来ル者ヲヤ云々。此ハ正法眼藏嗣書篇ニ曰ク、洞山下ノ嗣書ハ臨濟等ノ書ケルニ異ナル。其ノ故ハ青原高祖親ク曹溪ノ机前ニシテ手指ヨリ浄血ヲ出シ曹溪ノ指血ニ合シテ相伝シ来ル故ニ臨濟等ニ勝レリトナリ。故ニ言フ肯ワザルト。何トナレバ、正法眼藏仏道篇ニ云ク、若シ五派門風別ナリト言フ者ハ是レ仏道ニ非ズ。是レ祖道ニ非ズ。魔党畜生ナリト。己ニ是ノ如ク痛ク呵責シ玉フ。尔ルニ何ゾ今日又、手指ヨリ浄血ヲ出シ曹溪ノ指血ニ合シテ、書キ伝ヘケル故ニ臨濟等ニ勝レリト曰フヤ。縦ヒ元古仏ノ真筆ト雖モ、此ノ如キ説ハ為人有時ノ仮説ニシテ全ク実説ニ非ズ。又、菩薩善戒ニ曰ク、二指智和合、菩提ヲ成ゼズ云々ト。之二依テ全ク肯ワザルナリ。是ノ如キ見破、是レ天桂ノ自知見ニ御座候。

この⑥は天桂による「合血」批判である。何故天桂が「合血」批判をしたか。その理由が示されている。理由は傍線部分に、『仏道卷』で既に道元禪師自身が禪宗各派の宗風・優劣を言う事を禁止した点を挙げている。天桂は「青原高祖親ク

曹溪ノ机前ニシテ手指ヨリ浄血ヲ出シ曹溪ノ指血ニ合シテ相伝シ来ル故ニ臨濟等ニ勝レリト」(『嗣書卷』)の如き、青原を是とし、臨濟を非とする文章を道元禪師の実説ではなく、隨時の説としたのである。

⑦一・衣柳集(二十丁)曰ク、其ノ所謂、『面授ニ非ズシテ、仮令嗣法スベキトキハ無量劫後ト雖モ、嗣法スベシ。嗣法スベカラザルトキハ、半日ト雖モ、須臾ト雖モ嗣法スベカラザルト云う者ノ亦タ明ナラズヤ。右正法眼藏面授篇ニ承古禪師上堂ニ云ク、雲門乃至當時馬大師未ダ五年ヲ得ズ、黄檗自ラ見ザルト言フ。当ニ知ルベシ。黄檗見処円カナラズ。山僧即チ然ラズ。方ニ雲門大師ニ承嗣スベシ。祇ダ雲門入滅已ニ一百余年ヲ得ルガ如シ云々。

元禪師弁ジテ曰ク、馬大師未得五年ナルニ、馬大師ニ嗣法セズト云フ、実ニ晒フニ足ラズ。縦ヒ嗣法スベクハ無量劫後トイヘトモ嗣法スベシ。嗣法スベカラザランハ、半日ナリトモ須臾ナリトモ嗣法スベカラズ。承古、仏道ノ日月面ヲ知ラザルナリ。元禪師ノ語、此ノ如クナルニ、卍山錯解ノ面授ニ瓦合センタメニ『非面授而』ノ四字ヲ添入ス。故ニ天桂一滴卷一(四十三丁)ニ曰ク、面授ノ篇ニ跋シテ云ク、其ノ所謂ル『面授ニ非ズシテ』仮令嗣法ス可クンバ、無量劫後ト雖モ嗣法ス可シト。此レハ是レ古仏、承古ニ嗣法ノ眼、無キコトヲ点検スルノ文ナリ。而今本書ニ併セ見

ルトキハ、『非面授而』ノ四字ヲ贅スル者ハ何ゾヤ。僅ニ四字ト雖モ正法輪ヲ謗ナリ。其ノ人或時云ク、一字ト雖モ私言ヲ加ヘ仏祖ノ元意ヲ欺クトキハ、諸仏列祖天神地祇ノ冥罰免ルベカラズト。然ラバ筆人ノ錯テ闖入スルナランカ。若カズ之ヲ審ニセンニハ。

右ノ外、一滴・報恩編ノ内、面授嗣法穿鑿之レ無ク候。然ルニ開山ノ家訓違背ニ依テ絶板ト之レ有ラバ、無体千万ニ奉存候。卍山一生権門化義ノ事ノミ。開山ノ本意ノ様ニ申サレ置候故、天桂止ムヲ得ズ実乗ハ、仏法ノ根元面授ノ本旨ト、仏経祖録ヲ以テ証拠トシ顕シ申シ候。権法ハ実法ニ依ル故ニ、権実田具ノ法門ヲ明ス外、他無ク候。

この⑦は卍山が「非面授而」の四字を『面授卷』本文に追加して用いている事を批判したもの。上記の二重括弧の如く卍山は『洞門衣柳集』(六一三頁)と「題正法眼蔵面授卷後」(『正法眼蔵蒐書大成』卷二十一、六〇八頁)に「非面授而」の四文字を追加している。何故ならば「面授卷」本文には「たとひ嗣法すべくは、無量劫のちなりとも、嗣法すべし。嗣法すべからざらんは、半日なりとも須臾なりとも、嗣法すべからず」(河村孝道校註『道元禅師全集』第二卷、六三三頁)とあり、超經驗的嗣法観が示されているからである。經驗的嗣法観を絶対視する卍山は「非面授而」の四文字を追加し、意味を反転させたのである。以上、鏡島元隆著『道元禅師とその

門流』(七九頁)参照。

⑧一・御條目之写

定

- 一・嗣法了畢之僧徒経二十五年之臘而可有転衣事
- 一・師資面授一師印証者為道元禅師之家訓自今以後何之寺院江雖令移住最初之二物一生全可帶之 師資相承之
- 外以他人附法停止之事
- 一・伝法之僧入院節者嗣書除之血脉大事可重授事 右者永平総持寺就願被仰出之 向後一宗之僧侶堅可相守此旨若違犯之輩於有之者為曲事者也

元禄十六年八月

本弾正 印
阿飛驒 印
永伊賀 印
丹後 印
但馬 印
佐渡 印
相模 印
豊後 印

永平寺

総持寺

右ノ御條目ニ違背と申者代付の証拠を引故ニ而、可無御座候得共、天桂本意者□□對共ニ師資心々道通事ヲ示サン為ニ□代付面對之穿鑿ニテハ無御座候。

この⑧は元禄十六年に成就した宗統復古時の御條目を先ず示し、次に天桂の主張は代付面授を穿鑿しようとするものでない事を述べている。

⑨一・吾宗、師資面授一師印証ハ、諸仏ノ本源、諸祖ノ命脈、人々ノ骨髓ナリ。三世諸仏ノ転法輪モ此ノ中ヲ出ズ。当世ノ御條目ト雖モ、之ヲ護ル為ノ法則ナリ。然レバ則チ開祖ノ家訓、官家ノ御條目、無ニ無別ニシテ人々回避スル処無キノ大法ナリ。誰カ之ニ背キ、誰カ之ヲ破ラン。縦ヒ大六天ノ魔力ヲ以テスルモ、争カ之ヲ破斥スルコトヲ得ン。然ルニ之ヲ破斥スルト謂フ輩ハ、一師面授ノ宗旨ヲ知ラザル証拠ナリ。今時多クハ師学共ニ此ノ如キ面授ノ真実ヲ知ラズ。唯ダ師弟面對ノ形儀ノミト錯解スル故ニ、老人【天桂】之ヲ悲シミ權実二門ヲ以テ説示ス。其レ權実化儀ト道フトキハ、上、釈迦仏・西天四七、東土二三ヨリ、今日嫡々相承、師資面授・一師印証ニ至ルマデ、之ヲ弁ズルニ及バズ。実乗ト道フトキハ、有情非情同時成道、一切衆生悉有仏性、如来常住無有變易、無前無後、非聯非並、甚大久遠ヨリ尽未來際ニ至ルマデ、無始無終、一師印証、全ク第二人無シ。唯仏与仏、唯面与面、間ニ間ヲ容レザル師資面授

ナリ。畢竟所謂ル權実、異ナルト雖モ、不思議一ニシテ權実、別無シ。然リト雖モ実見無キトキハ別無キヲ知ラズ。故ニ元古仏、開仏知見ノ実乗ヲ示ス。故ニ面授ノ形儀ヲ説キ玉ワズ。此ノ故ニ老人亦タ元古仏ノ本旨ヲ拳唱スルナリ。其本旨ハ元古仏ノ言ク、親曾見トイフハ此見仏ナリ。見三十二相○大凡、開示悟入ハ仏祖出世ノ本懷。一師印証ノ標拠ナリ。然ルニ授記嗣法、未ダ悟未悟ニ拘ラズ。但ダ能ク一師面授ノ正規ニ由ラシムノミト云フトキハ、仏祖ノ惠命什麼ニ依テ相續セン。什麼ヲ以テ印証セン。是レ一言、因ヲ亡スト云ウモノカ。大ニ学人ヲシテ塚跟ナラシムル過言ナリ。老人、之ニ依テ止ムヲ得ズ、之ニ沙汰ス。

この⑨は傍線部分の如く、まず宗門の師学が面授の真意義を知らずに儀規のみに偏している為に、天桂が「權実論」を以て、嗣法の真実を示したとする。次に本来「開仏知見」が本懷であるはずなのに、卍山が「未悟嗣法」・「儀規主義」を標榜した為に、天桂が止むを得ず批判を加えたとしている。以上七・「7. 卍山遠孫道鏞僧、天桂注解一滴・報恩編、玄光述作之俗談、一線注解直截等願訟之大意」の全文を紹介した。

おわりに

昨年発表の拙稿「午庵道鏞の天桂批判」―午庵の訴状をめぐる―(『駒澤短期大學佛教論集』第三号、平成十年十月三十日

刊)と今回の論考とは密接に関連する。前回の午庵道鏞訴状に反論したものが今回用いた天桂側の陳状資料である。「訴状」と「陳状」という両系統から出された資料を取り敢えず検討する事ができた。前回触れた通り、道鏞の願った絶板願は「道鏞滅板願之裁断」の通り却下された。その「裁断」を再説すれば次のようである。

道鏞滅板願之裁断

紀州道ヨウ申立候証道歌直截・報恩編・海水一滴絶板願之義ニ付、先永平寺并三寺様寄書付逐一覧候処。双方尤内差当り三寺之了簡絶板ニ不及之旨穩ニ相聞候。乍去道鏞申所者宗旨を重し元祖道元儀尊と候心底殊勝ニ候。尤曹洞宗之僧侶として元祖道元之見解誤之義有之候共一宗ニおゐてハ相互ニ猥シ申間敷事ニ候。増而板行ニ致し世間江其を申弘候義不可然事ニ候間、向後道元編集物之誹謗板行ハ勿論、講演等之義も相慎候様ニ三寺ヨリ配下之僧侶江触セ可然候已上

二月

この「裁断」には先ず永平寺や三寺(関三刹)の意見を容れて絶板不必要と示される。次に道鏞について「宗旨を重し元祖道元儀尊と候心底殊勝ニ候」(傍線部分)と褒めている。以降は主に天桂に対する批判的意味を含む文章となっているが、相互の批判応酬を慎むように沙汰がされている。この「裁

断」によって道鏞の天桂等著作の絶板願は正式に却下された。また「向後道元編集物之誹謗板行ハ勿論、講演等之義も相慎候様ニ」との沙汰も出され、嗣法論争は徐々に沈静化していったと想像される。少なくとも過激な相互批判は制約を受けたのである。

天桂は「弁註」を撰し、卍山著「洞門衣襖集」及び「対客閑話」中の嗣法論・禅戒論には誤解があるとして痛烈な批判を浴びせた。道鏞が滅板願を出した「報恩編」や「海水一滴」よりも、より強烈な批判を「弁註」に展開したのである。

天桂側はこの「弁註」の刊行を企画していた。道鏞側としては「報恩編」や「海水一滴」等の絶板の沙汰は出されなかったが、結果的に集中的卍山批判が示される「弁註」刊行を阻止できた。この点大きな成果と言えるであろう。この「道鏞滅板願之裁断」以後この嗣法論争も沈静化し、卍山系統が主張した儀規主義的嗣法観が大勢を占めていったと想像される。幕府権力という当時の時代制約の下、嗣法論争は中断されてしまったのである。

以上宗統復古運動成就(一七〇三年)以降に起きた「一師印証」の理解・解釈を巡る卍山系統と天桂系統の論争を道鏞訴状(前回)と天桂側陳状(今回)との二回に分けて検討した。卍山系統と天桂系統との思想的相違はやや明瞭となったが、未だ天桂の嗣法論全体を検討していない。その嗣法論は「授

記卷・弁註』、『面授卷・弁註』、『嗣書卷・弁註』に卍山著『洞門衣柳集』・『対客閑話』批判を通じて展開されている。天桂の嗣法論はその問題点が多岐にわたっており興味深い。次の機会、是非総合的に検討して見たいと思う。

注

(1) 道鏞(一七〇一?)の経歴は詳らかでない。諸記録を列挙してみよう。①『曹洞宗大系譜』「卍山道白―明州珠心―密山道頭―慈麟玄趾―公音道鏞(兵庫華薬庵)」②『慈麟和尚語録』卷十一(『曹洞宗全書』語録四 五九三頁)「浪花城南 午庵主道鏞 銀百銭」③『師翁麟和尚行業記』(『曹洞宗全書』語録四 五九八頁)「安永二年癸巳三月朔日。七十三齡午庵敬記云々」④『無隠禅師雜華集』(十一丁)「道鏞禅師に寄す」[大乘慈麟和尚の俗弟。故に初句有り云々]⑤午庵道鏞撰「謹書永福面山和尚広録後」(『曹洞宗全書』語録三 八三五頁)「安永四季乙未冬日。七十五齡。村僧午庵。敬撰于摂州所居枯木堂」⑥『慈麟和尚語録』卷十二、(『曹洞宗全書』語録四 六〇三頁)附偈竝序「丙申七月自恣之後。華薬鏞菴主特登天童省観云々」⑦『鷹峰聯芳系譜』卷上(『統曹洞宗全書』史伝 三二五頁)「摂州 花薬菴 公音道鏞」⑧面山撰『傘松日記』(『曹洞宗全書』法語 四五二―三五頁)「随徒弟鏞云々」。以上の諸記録を整理すれば、道鏞は卍山下慈麟玄趾の法嗣で、安永二年(一七七三)の時、七十三歳。安永四年(一七七五)の時、七十五歳とあ

る。号は公音。また午庵とも号した。住居華薬庵の現在地は不明。『傘松日記』によれば、面山の随徒として永平寺へ一緒に拝塔している。その他『慈麟和尚行業記』を撰述し、延享三年(一七四六)『智門雲外和尚語録』(二卷)を上梓している。また少なくとも安永四年(一七七五)の七十五歳まで生存。

(2) 直指玄端は西野勝道著『霊桶下痴極大謙禅師法系』(昭和七年)によれば「兵庫県川辺郡平野村岡本家出生」と記される。しかし直指の記録は断片的なものに過ぎず、詳しい資料は無い。ただ断片的資料からも天桂門下で第一人者であったと想像できる。天桂系統は一般に二系統に大別されるようである。一つは直指玄端―痴極大謙―鈍令賢齡―関浪磨磚―回天慧杲―環溪密雲と続く法系であり、もう一つは象山問厚―玄楼奥竜―風外本高と続く法系である。一方の頂点に位置する直指玄端は『天桂和尚年譜』附載の『石墳碑文』では第十五の弟子と記される。しかし経歴からいえば天桂門下では第一人者であろう。早くから天桂開創の陽松庵院事を任せられ、天桂座下として特に重用されている。また天桂の後席を継いで陽松庵二世、蔵鷲菴二世となっていることから門下の中で特に重要な人であったと想像される。直指の功績として、天桂の遺著を整理編集した事や『天桂和尚年譜』の撰述を挙げる事ができる。また京都宇治興聖寺へ第十六世として入院した関係上、以後多くの天桂派下の人々が名刹興聖寺へ晋山した。この興聖寺の厳格な弁道修行を通じて天桂派下の逸材が多く輩出さ

れた。尚直指の経歴に関して拙稿「天桂伝尊とその門下の人々」(『曹洞宗研究紀要』第十六号、昭和五十九年)で触れている。

(3) 「寺社奉行牧之越中守」とは享保二十年(一七三五)

五月二日(寛保二年(一七四二)六月一日まで寺社奉行職にあった牧野貞通(生没年不詳)である。江戸期の寺社奉行は概ね四名で一カ月交替で勤務する月番制をとっていたとされる。まず道鏞が「1.御奉行所江差上候道鏞願書写」を元文四年(一七三九)正月に寺社奉行所宛に提出しているが、この時の寺社奉行は誰であったのか。一人は上記牧野貞通であり、その他松平信岑(一七三五)一七三九在職)・大岡忠相(一七三六)一七五一在職)の名が見出せる。以上吉川『国史大辞典』等参照。

(4) 天桂の超経験的嗣法観の背景に、天桂独自の時間論がある。天桂は寛文十年(一六七〇)、二十三歳の時、京都泉涌寺において『法華経』の講義を聴いた。その時、経文中の「六十小劫猶食頃のごとし」等の時間観念に疑問を抱いた。経文の悠久な時間観念と通常における時間観念とのズレに注目した。天桂は後にこの時間観念についての疑問を解決したとされる。天桂の時間論は因縁生説を背景として、時間の否定・時間の不成立を説くものである。たとえば「大都年月時劫は、只是れ自心分別の刻限にして、初より諸数に墮する物なし。何となれば仮令、凡夫にもあれ七十八十、及び以て百年なるも自心に於いては須臾の遷る可きを見ず。当来せる生死の見る可き無し云々」(『現成公案・弁註』

一八頁)等の記述がある。天桂は因縁によって生滅変化する物の裏側・背景にある「心」に着目している。この「心」に、時間の推移を認めないのである。この時間論を背景に卍山の経験的・直接的な嗣法観を権乗と批判し、時間・空間を超越した実乗・本質的嗣法観を主張しているのである。尚、天桂の時間観念・時間論に関し、拙稿「天桂の時間論」(『曹洞宗研究紀要』第二十号、昭和六十三年刊)で触れた。

(5) 道鏞は「天桂ハ専ラ、京西岡物集女村、永正寺ノ本ヲハ正本トシ」(道鏞訴状「5.願書別呈要領」と述べ、永正寺本『正法眼蔵』を天桂が正本として用いたとする。この永正寺は現在京都府向日市物集女町北ノ口にある。天桂の蒐集した『正法眼蔵』について小坂機融撰「『正法眼蔵辨註』に就いて」(『正法眼蔵蒐書大成』巻十五、七四七頁)は福祥寺本「辨註凡例」に依り、城州永正寺本(宗吾書写六十巻本)等十一本を紹介している。宗吾本は義雲編集とされる六十巻本を康応元年(一三八九)に永平寺九世宗吾(一三四三)一四〇六)が書写したものの。この宗吾本は現在散逸。尚この系統本として永平寺十五世光周(一四三四)が再写し、さらに金岡用兼(一四三八)一五一五)が書写したものが、広島県佐伯郡廿日市町の洞雲寺に所蔵される。(6) 天桂の『正法眼蔵』加除・添削は如何なる理由で行なわれたものであろうか。背景に当時の『正法眼蔵』編集論や真偽論が強く影響しているのである。この『正法眼蔵』編集論・真偽論に関して前述の拙稿「午庵道鏞の天桂批判」―午庵の訴状をめぐって―(『同上』五一―五十三頁)で触

れた。天桂は義雲禪師編集の六十卷本『正法眼蔵』を基本として遺篇十八卷を加えた七十八卷真撰説を唱えている。この視点から『正法眼蔵』加除・添削という問題が派生している。天桂の『正法眼蔵』参究は卍山の嗣法論否定の為に開始されたが、その嗣法論に関する重要な巻である「授記巻」・「面接巻」・「嗣書巻」の三巻について「此篇(授記巻)ハ古語ニシテ一言半句ノ疑ウベキ有ルコト無シ、面授嗣書両篇ノ真偽相濫ルニ同ジカラズ」「授記・弁註」(二五一頁)と述べ、「授記巻」を肯定し、「面授巻」と「嗣書巻」を真偽相半ばする巻とし、疑問視しているのである。何故ならば「授記巻」は六十卷本に編集されているが、「面授巻」と「嗣書巻」両巻は編集されず、七十五卷本に編集されていた為である。この為に天桂は「面授巻」と「嗣書巻」等に多く疑問点を挙げた。加除・添削の背景に『正法眼蔵』真偽の問題があったのである。

また天桂の『正法眼蔵御聴書抄』(以下『御聴書抄』)批判は有名であるが、その理由は一応内容的に評価出来ないとするものであるが、『正法眼蔵』真偽論との関係でいえば、「七十五卷本」の註解である『御聴書抄』を認める訳にはいかなかったのである。

(7) 天桂による『御聴書抄』批判は有名である。「法忍」の指摘は六十卷本に拘泥していた為に七十五卷本の註解である『御聴書抄』を否定したとする視点である。しかし初期の段階では詮慧の「聴書」を賛嘆しているのである。例えば駒沢大学図書館所蔵の「永久文庫六七三」は天桂の「面

授・弁註」と「嗣書・弁註」の写本(合冊本)である。この写本には他の「弁註」とは異なり、詮慧の「聴書」を賛嘆している箇所がある。何故賛嘆から批判へと変化したか、その理由は未だ明確になっていない。取り敢えず詮慧「聴書」を賛嘆した文を引用してみよう。

老僧、頃日詮慧禪師ノ聞書トアル抄ヲ電覽スルニ、影室抄中ニ出諸悪莫作篇ノ所謂七佛ノ法道カナラス七佛ノ法道ノコトシ。相傳相嗣ナホ箇裡ノ通消息ナリト云フ下ノ講解ニ云ク、相傳相嗣前ニ非ズ、後ニ非ズ。他ヨリ自ニ傳ルニアラス。他ヨリ自ニ傳ルニアラス。自法ヲ他ニ嗣スルニアラス。前佛箇裏ノ消息ハシタシク前佛ノ箇裡ニ通シ、後佛箇裏ノ消息ハカナラス後佛ノ箇裏ニ通ス。コノユヘニ前後際断シテ前佛モ出世シ、際断前後シテ後佛モ出世ス。相見セサレトモ面授正傳シ、面授セサレトモ相見相嗣スル道理ナリ。コノユヘニ前佛ヨリ後佛ニ相傳シ、後佛ハ前佛ニ相嗣スル箇裏ノ通消息ナリト云フ。自佛他佛新佛古佛シカシナカラ箇裡ノ通消息也。吾有正法眼蔵付属摩訶迦葉箇裏ノ通消息也。皮肉骨髓ノ汝吾全得ナル。アニ箇裏ノ通消息ニアラサランヤト。仰々詮慧公ハ高祖之嫡子ニシテ古仏在世ノ提唱ヲ親聞スルトコロノ説、已ニ此ノ如クナリ。老僧多年来、苦口ニ揭示スル面授相嗣ノ道理ト恰モ符節ヲ合スルガ如ク然リ。此ニ依テ之ヲ見レバ、向來弁議スルノ所ノ義、絲毫モ老僧力臆断ニ非サルコト知ヌ可キ、而已。

天桂撰「面授・弁註」

(駒大凶書—永久六七三—一六丁、原漢文)

天桂は面授嗣法論において師資の直接的相見・面授を超越した先験的相見・面授の可能性を主張した。その思想的根拠として詮慧の『聴書』を引用した。傍線部分の「詮慧公ハ高祖之嫡子ニシテ古仏在世ノ提唱ヲ親聞スルトコロノ説、已ニ此ノ如クナリ。老僧多年來、苦口ニ揭示スル面授相嗣ノ道理ト恰モ符節ヲ合スルガ如ク然リ、此ニ依テ之ヲ見レバ、向來弁議スルノ所ノ義、絲毫モ老僧カ臆断ニ非サルコト知ヌ可キ而已」の文章は詮慧に対する天桂の高い評価を示している。今後の課題はこの賛嘆から批判への変化を如何に理解すべきかである。拙稿「天桂伝尊の『正法眼蔵』研究―研究の初期段階を中心として―」（『宗学研究所紀要』第四号、平成三年、六一―一頁）で天桂の『御聴書抄』批判に触れている。

(8) 天桂は道元禪師による「見性否定」に対して次のように弁護した。

老僧在昔【いにしえ】、元古仏の『正法眼蔵』の中に四禪比丘の篇あるを覽るに云く、「六祖壇經に見性の言あり。彼の書は是れ偽書なり付法蔵の書に非ず。曹溪の言句に非ず。仏祖の児孫全く依用せざるの書なり」と。臆【ああ】、何と云うことぞや。外別に一言も壇經の過誤を指す所あること無く。又たその偽書たる所以を弁ぜずして、唯だ妄りに是の如くの言を吐くものは、実に斯れ突然架空の虚語。断じて字海算沙の妄添にして全く古仏の真語に非ず。故に語派貫通せず。文義も亦た支離たり。若し見性の言あるを將て無慮【すべて】偽言と為して、曹溪の言句に非ずとなすと

きは、初祖人をして直指見性せしむと言ふも亦た是れ偽言なりとして可ならんや。誰か之を信ずることを得ん。抑も列祖人の為に聊か施設するところあるは、皆な彼をして見性せしめるの外更に余事なし。知らず古仏の正法眼蔵も亦たそれ何の為にするものぞや。固に書を覽るもの須らく大いに眼目を著けて好歹【こうたい】を弁じて、他に瞞了し鈍了せらしむること勿るべし。蓋し正法眼蔵は諸仏の活眼晴、列祖の活拳頭、直指見性の玄門要道なり。然るに動【や】もすれば駢拇の剩語あるものは、後來杜撰の禪和子、蛇足の愚を底【いたし】て古仏の正法眼を瞎却するものなり。烏乎【ああ】悲しいかな。是の故に老僧多年正法眼蔵中の金鑰胥【あい】類し、玉石胥【あい】混ざるものを甄【けん】弁せんとして果たさず。只だ以て喪に欠焉たるのみ。

(天桂著『海水一滴』卷一、一一―一二丁)

この天桂の『四禪比丘卷』に対する批判の背景に『正法眼蔵』真偽論があることは明らかである。しかし道元禪師批判とも受け取れる程痛烈な批判となっている。

(9) 独庵玄光門下の無関瑞門(生没年不詳)は『叢林藥樹』跋文の中で【卍山はその平生の著述、僅かも議論に涉るときは固我偏僻曖昧漫漶として、その理の真偽当否を論ぜず、漫に言う元古仏元古仏と。動【やや】もすれば永平の正法眼蔵及び永平広録を引援して、以て明証と為し、支那万祖の禅録を一掃して屑【かず】とせず』『書叢林藥樹後』(『正法眼蔵蒐書大成』卷二十、七七―一頁)と述べ、卍山の金科

玉条主義を批判している。

(10) 三物論は、嗣書・血脈・大事に関し、その起源、内容等についての主張である。江戸期における三物論は当初徳翁良高著『護法明鑑』、卍山道白著『洞門衣衲集』、梅峰竺信著『林丘客話』等に展開された。天桂の三物論は主に『授記・弁註』に展開されている。例えば

①「西天四七東土ノ二三ノ諸祖師付属之間、未タ嘗テ嗣書、血脈、大事三物之名有ルヲ聞カズ。雲門臨濟等ノ四派下ニ降テ、嗣書ノ物色有ルコト元古仏嗣書篇ニ詳ラカナリ。蓋シ本邦吾洞門如今、此箇ノ三物有ル者モ、元古仏在世ノ當時、本邦教学ノ盛ニ行レテ、宗風未ダ扇ガズ。是ヲ以テノ故ニ、淨翁ノ意ニ、人ノ此ノ法ヲ信ズルコト無キコトヲ恐レ、祖々相承ノ名字ヲ記シテ、而シテ仏法由来スル所有コトヲ知ラシムルノ世譜ノミ。初祖ノ二祖ニ於ケル後ノ代人、其ノ衣法ヲ以テ証ト為サシムルガ如シ、俱ニ是レ嗣法表信ノ符ニシテ、嗣法ノ宗旨ト為スニ非ザルナリ」(『授記・弁註』二二四頁)

②「老僧学地ニアル時、或ル古老教示シテ曰ク、『吾ガ門ノ三物ハ皆嗣法ノ表信ナリ。就中大事ノ一物ハ師資心心即通、印可証明ノ表信。故ニ人ヲシテ某ノ寺、吾ガ後席并ニ末寺等ニ任住セシメルト雖モ、知見無キ者ニハ這ノ一物ヲ許サズ、ソノ人ヲ称シテ山居長老ト曰ウ。然ル故ニ末末ノ寺院ニハ比ノ一物ヲ闕クコト頗ル多シ。恁麼ノ道理ヲ須知セヨ。汝後々証セズンバアルベカラズノ一事ナリ』ト。慇懃ニ之ヲ告示サレル。此レ箇ノ云々、最モ理義有リ。故ニ今ニ至

テ之ヲ記持ス。或師【卍山】此ノ大事一物ヲ以テ、或ハ血脈図説ト言イ、或ハ血脈口訣ト言ウ。或ハ中古師家大事ノ語ニ依テ之ヲ製スト言ウ。或ハ中古老宿此ノ血脈大事二物ヲ以テ嗣書袋中ニ附入シテ、仮ニ二物ト為スノミ。全ク宗祖本志ニ非ズト言ウ。或ハ疎懶ノ師資、之ヲ以テ三種ノ秘書ニ換却シ、後学ヲ欺キ永平ノ所製ト偽言ヲ言ウ。或ハ功ヲ差別智ニ助ケル者ハ利無キニ非ズト言ウ。恁麼ニ斑々騒々、脚実地ヲ踏マズ。前後没彫当ノ妄説、誰カ之ヲ信ゼンヤ。凡ソ三物ハ俱ニ嗣法ノ表信タルコト乍入叢林驅烏ノ難僧モ亦タ耳食スル所ナリ」(『授記・弁註』二二六頁)等の記述がある。天桂の三物論を窺うに、起源は道元禪師まで遡り、また内容的には「嗣法の表信」とする。江戸期の三物論は資料不足のせいかわ推測の域を出ないものが多い。しかし嗣法論との関係上、江戸期の三物論も一応比較検討して置くべきであろう。

(11) 岡田宜法著『日本禅籍史論』(上巻、五七八頁、昭和十八年刊)・鏡島元隆著『道元禪師とその門流』(一〇八頁、昭和三十六年刊)。

(12) 小坂機融『正法眼蔵辨註』に就いて(『正法眼蔵蒐書大成』巻一五、七五三頁参照)

(13) 天桂と法孫が着目した権実論とは如何なるものか、まづ差別相を権乘(権法)、常住不変の平等相を実乘(実法)とするのが一般的理解である。天桂の権実論も「差別」と「平等」の視点で述べている。例えば

①大凡嗣法ノ時、須ク授記嗣法ニ権実區別有ルコトヲ知ルベ

シ。其ノ実乗ヲ談ルトキ汝ガ正因仏性無斷無統：【中略】
：其ノ權乗ヲ言トキハ、仏法住持ノ化儀、師貧相統ノ嗣法
アリ。如是權実、殊ナリト雖モ不思議一ナリ。（『授記・弁
註』二二五頁）

②大凡權ヲ以テ言トキハ師有リ、資有リテ授記嗣法ス。実ヲ
以テ之ヲ言ウトキハ師無ク資無ク、無師独悟。（『嗣書・弁
註』三〇五頁）

等とする記述がある。權実を「差別」と「平等」的な意味で
用いているのである。天桂は「大凡嗣法ノ時、須ク授記嗣法
ニ權実區別アルコトヲ知ルベシ」（上記傍線部分）と述べ、授
記・嗣法に權乗と実乗の二面あることを指摘している。これ
は『正法眼藏』中に見られる經驗的相見と非經驗的相見の二
面的記述を踏まえているのである。特に「たとひ嗣法すべく
ば無量劫のちなりとも嗣法すべし」（『面授卷』（河村孝道校
註『道元禪師全集』第二卷、六三頁）や「いまだ策起眉毛の
力量なくば、見仏にあらず。たとひ二千余載よりこのかた、
十万余里の遠方にありともし、策起眉毛の力量したしく現成せ
ば、空王以前より見釈迦牟尼仏なり」（『見仏卷』（『同上』一〇
八頁）といった時間・空間を隔てた嗣法觀。非經驗的相見を
如何に理解するか。この非經驗的相見は、卍山等の經驗的相
見からは導き出されないものである。天桂はこの經驗的相見と
非經驗的相見との矛盾を「大凡嗣法ノ時、須ク授記嗣法ニ權
実區別アルコトヲ知ルベシ」（前述）とし、權実論で理解して
いるのである。

※（尚、今回使用した陽松庵所藏資料の読解にあたり菊池卓

先生、（足利市文化財専門委員・足利南高等学校教諭）のご
指導、及び古文書研究会（大月手紙の会）の皆様のご協力
を得た事を記して感謝申し上げます）